

Let's feel じんけん

～気付きから行動へ～

実践・指導事例集

平成30年改訂版に下記の点を追補しましたので、併せてご活用ください

主な追補点

- 1 普遍的な視点からのアプローチ
 - ・「高知家」いじめ予防等プログラムの活用
 - ・新型コロナウイルス感染症における偏見や差別を防ぐための取組例
 - 2 個別的な視点からのアプローチ
 - (2) 女性（デートDV）
 - (10) 性的指向・性自認
 - (11) 北朝鮮当局による拉致問題 など、新たな人権課題に対応
- ※その他、平成30年改訂版の実践・指導事例に掲載されている個別の人権課題に加えて、異なる校種や教科等の実践・指導事例を掲載

〈巻末資料〉

- ・「高知県人権教育推進プラン」（本文）を掲載
- ・人権に関わる年表（令和2年までを追加）

はじめに

近年、甚大な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大等、未曾有の危機に直面した時に、感染者等に対するいわれのない偏見や差別、誹謗中傷等が、日常生活やインターネット等、様々な場面で起きています。情報に対する正しい判断や人権への配慮など、人権に関する知的理解と人権感覚をさらに高めていく必要があると感じています。

また一方では、様々な厳しい状況におかれている人々に対する励ましやあたたかなメッセージ等を「人権を大切にする行動」として主体的に発信する人々も多く見られます。

世界では、人権教育をさらに発展させるために、「誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、貧困や飢餓問題、質の高い教育やジェンダー平等など、よりよい社会を目指すための17の目標を定めた、SDGsの取組が進められています。

国内においても、体罰の禁止やハラスメントの防止など、様々な人権課題に関する法令等の整備が進みつつあります。本県でも、平成31年に「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」において、県民に身近な人権課題に「性的指向・性自認」が加わり、令和2年に「高知県人権教育推進プラン」を改定するとともに、「高知県教育振興基本計画」との一体化を図りながら、人権教育の充実に取り組んでいます。

今回、「性的指向・性自認」等、新たな人権課題に対応させた実践・指導事例に特化した「Let's feel じんけん～気づきから行動へ～」実践・指導事例集を作成しました。学校としての組織的・計画的な取組の推進や教職員研修、授業研究の改善と充実に向けて、「Let's feel じんけん 平成30年改訂版」と併せて、日々の教育実践にご活用いただくようお願いいたします。

令和3年3月

高知県教育委員会事務局

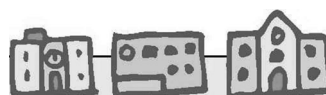
参事兼人権教育・児童生徒課長 黒瀬 渡



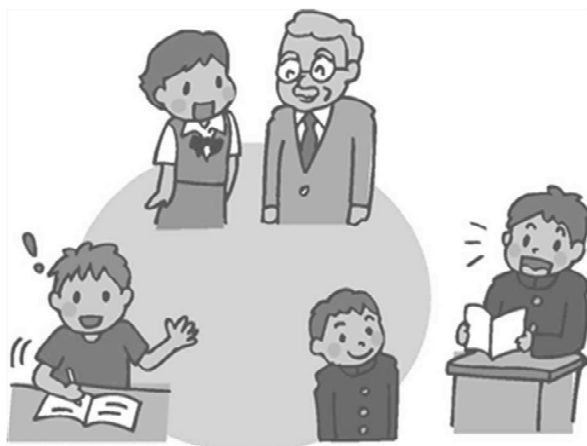
実践・指導事例	1
1 普遍的な視点からのアプローチ	2
(1) いじめ予防等プログラムの活用	2
(2) 新型コロナウイルス感染症における偏見や差別を防ぐための取組例	3
2 個別的な視点からのアプローチ	7
(1) 同和問題、外国人、その他の人権課題(アイヌの人々)〈中学校 社会〉	7
(2) 女性〈中学校 特別活動〉	10
(3) 女性(デートDV)〈高等学校 特別活動〉	13
(4) 子ども〈中学校 特別の教科 道徳〉	16
(5) 高齢者〈小学校 総合的な学習の時間〉	18
(6) 障害者〈小学校 総合的な学習の時間〉	24
(7) ハンセン病〈高等学校 公民〉	28
(8) 犯罪被害者等〈高等学校 特別活動〉	31
(9) インターネットによる人権侵害〈高等学校 特別活動〉	34
(10) 災害と人権(高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人等)〈小学校 総合的な学習の時間〉	38
(11) 性的指向・性自認〈小学校 特別活動〉	43
(12) 性的指向・性自認〈中学校 特別活動〉	46
(13) 性的指向・性自認〈高等学校 特別活動〉	49
(14) その他の人権課題(北朝鮮当局による拉致問題等)〈高等学校 公民〉	53
<巻末資料>	57

・高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）本文

・人権に関わる年表




● 実践・指導事例 ●



1 いじめ予防等プログラムの活用

いじめ問題を未然に防ぎ、適切かつ迅速に解決するためには、子ども自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要です。いじめの予防を目的とした個別学習プログラムや、これまで実践してきた取組を有機的、計画的に融合させる等、全ての教育活動を通して、子ども一人一人のいじめ問題に対応できる力を意図的、計画的に育むことができるよう、「高知家いじめ予防等プログラム」を活用し、取組を進めていきましょう。

第三章 いじめ予防等の学習プログラム

1 いじめ予防を目的とした個別学習プログラム	(1) いじめ理解学習	いじめに関する内容を題材にした道徳の授業 [P. 57～68] (高校・特別支援学校はLH等で実施) 【目的】 すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるための基盤づくり 【内容】 ・小学1年～中学3年の各学年で1つの指導案例を掲載。 ・高校はLH等で1例、特別支援学校は対象児童生徒に応じて小中高高等学校の指導案を活用	期待される効果 いじめについての理解を深め、いじめの防止や解決に資する道徳性が養われる
	(2) 自己肯定感の育成	鳴門教育大学の予防教育プログラム [P. 69～72] 【目的】 すべての児童生徒がいじめに立ち向かおうとするための、自分への自信、他者への信頼、内からのやる気の育成を図る 【内容】 ・鳴門教育大学の予防教育プログラムの一つである「自己肯定感」の育成プログラム ・小学校の低・中・高学年及び中学校から一学年を選択して年間4時間のプログラムを実施 ・実施する場合は、県教委人権教育・児童生徒課担当へ連絡	児童生徒の内発的やる気が上昇し、いじめに立ち向かおうとする力や自分を大切にできる力が育成される 
	(3) 人間関係づくり	人間関係力やコミュニケーション力を高める授業 [P. 73～84] 【目的】 すべての児童生徒がお互いの違いを認め、支え合うために必要な人間関係力やコミュニケーション力の育成を図る 【内容】 小学校低・中・高学年において指導案2例、中学校、高校において指導案2例、特別支援学校において指導案1例を掲載	思いやりや気遣い、感情の表し方等、対人関係の技術を学ぶことで、子ども同士の友人関係が広がる
2 生徒指導の三機能を働かせた教科等の授業づくり	○生徒指導の三機能を働かせた教科等の授業づくり ・小学校第3学年国語科学習指導案例 ○自発的・自治的態度を育む学級活動 ・小学校第6学年学級活動指導案例 [P. 85～92]	自己指導能力を育み、いじめが生じにくい・いじめを許さない学級づくりを進めようとする	
3 児童会・生徒会を通じた予防的取組	○これまでの児童会・生徒会交流集会について ○児童会・生徒会が主体となったこれまでの取組 ○成果・今後の方向性 ○「高知家」児童生徒会援隊（実行委員会）より ○児童会・生徒会の取組例 [P. 93～96]	児童生徒がいじめをなくすために何ができるかを考え、それを実行しようとする態度が育まれる	
4 地域との連携を通じた取組	○地域と学校の効果的な連携・協働 ○地域学校協働本部・コミュニティスクールについて ・仕組みや取組により期待される効果 ○地域との連携を通じた取組例 [P. 97～99]	地域と学校が連携・協働していく取組を通して、子どもの規範意識や自尊感情が高まる	

【出典】 高知県教育委員会 「高知家いじめ予防等プログラム」 令和2年

2 新型コロナウイルス感染症における偏見や差別を防ぐための取組例

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、人々は未知のウイルスに対し、不安や恐怖等の忌避意識を感じています。そのため、感染者・濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療・福祉従事者、流通業をはじめ複数の県を往来する職業等、様々な人々に対する誹謗中傷や差別的な言動が起っています。また、人に対する過剰な防衛意識が生じたり、感染者探しや関係者への誹謗中傷、県外ナンバーの車に対する嫌がらせ、マスクをしない人や営業自粛をしない店舗に対する過剰な批判をしたりする等の状況も報道されてきました。高知県においても、感染者やその家族、職場、学校や地域に対する誹謗中傷や、農作物に対する風評被害等が起りました。このような事から差別や偏見、いじめ等、さまざまな人権問題が発生しています。

これまでも、ハンセン病や東日本大震災後の福島原発事故などにおいて、同様のことが起こっており、当事者やその家族、関係者は傷つき苦しんできました。今日においてもそのような人権侵害が続いており、国をあげて差別解消に向けた取組を行っています。また、今回の新型コロナウイルス感染症は、様々な人権課題（女性、高齢者、子ども、外国人、性的指向・性自認、インターネットによる人権侵害、災害と人権等）を掘り起こし、複合的に人権侵害を発生させるおそれがあることから、不安を抱いている人々もいることが新聞報道等により明らかになりました。

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があり、どのような時でも正しい情報と適切な知識のもと冷静に状況を判断し、自分も他者の人権も尊重して行動していくことが重要です。

学校においては、感染拡大を未然に防ぐために、学校生活や授業等においても新たな方法による教育活動を実施していくとともに、教職員一人一人が偏見や差別から児童生徒を守るとともに、人権が尊重された学校・学級づくりに取り組んでいくことが求められています。

1 基本的な取組

- 児童生徒や教職員が安心して生活できるよう、教育環境や相談体制の充実を図る。
- 新型コロナウイルス感染症について、更新される正しい知識を理解する場面を設定し、正しい判断や人権侵害を察知し行動するための「人権感覚」を大人も子どもも高める。
- 学校での新しい生活様式の徹底と、全ての児童生徒に対する誹謗中傷や差別に対する指導を行う。
- 全教育活動を通じて、児童生徒も教職員も安心して過ごすことのできる教育環境・学習環境の充実や、人権が尊重される学校・学級づくりに向けた取組の充実を図る。

2 偏見や差別を防ぐ対応

- ・新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防ぐために、次の資料や新聞記事等を活用して、大人も子どもも正しい知識を身に付けるとともに、物的・人的な環境において偏見や差別につながることはないか常に意識する。
- ・学級担任は、児童生徒一人一人の変化にいつも以上に気を配り、些細なことでも気になることがあれば、情報を一人で抱え込まず、学年団や管理職へ報告・連絡・相談するなどの体制を強化することが重要です。



【学習資料（令和2年）】

○高知県教育委員会

- 「新型コロナウイルスの感染に関わるメッセージ【「高知県の小学生（中学生・高校生）のみなさんへ】」

○文部科学省

- 新型コロナウイルス感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

指導例：新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（手洗い、咳エチケット、3つの密）、正しい情報の収集、新型コロナウイルス感染症に関連する差別

- 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き（追補版）

「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」

中学校第3学年の「感染症の予防」の学習での活用、偏見や差別についての記載、他教科との関連等

○日本赤十字社

- 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」
「ウイルスの次にやってくるもの」（動画）

（1）指導方法の工夫と新たな教育環境の整備

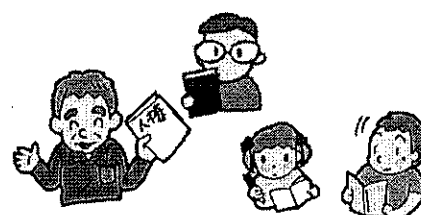
コロナ禍においては、これまで行われてきた授業でのペア・グループ学習や、友達との身体接触を伴う活動・遊び等、豊かな学びやよりよい人間関係を育む活動を十分にできない状況にあります。

また、児童生徒に対する行動制限や禁止のみの指導が、時には「マスクの着用や手指の消毒をしていない人」や「ソーシャルディスタンスをとっていない人」などに対する過剰な反応や、それらの人に対する悪口や誹謗中傷となる状況が生じる可能性もあります。それらは、偏見やいじめ・差別につながる可能性があります。学校においては、児童生徒の実態や発達段階に応じて、学校全体で新たな指導方法を工夫するとともに、教育環境等の整備に努める必要があります。「ソーシャルディスタンス」という物理的距離をとらなければならない今こそ、自他を尊重する「人権感覚」の育成に努めるとともに、「心の距離」を縮めるような実践が重要となります。

（2）偏見や差別を防ぐ取組

感染症に起因する偏見や差別を未然に防ぐ取組として、次の点について工夫して指導にあたってください。

- ① 正しい知識を学ぶ場面の設定
- ② 自他の人権を尊重しようとする態度の育成
- ③ 心のケアと互いを認め合う場面づくり



① 正しい知識を学ぶ場面の設定

新型コロナウイルス感染症についての情報は、様々なメディアからたくさん発信されていますが、不確定な情報や不安を煽るような情報もあります。正しい情報を児童生徒の発達段階に応じて分かりやすく伝えることが重要であり、国や自治体等からの情報（文部科学省、厚生労働省、市町村のホームページ等）を中心に、新しい正確な情報を得るとともに一部の情報に偏らないように、児童生徒が正しい知識を学ぶ取組をしてください。

② 自他の人権を尊重しようとする態度の育成

感染者等に対する「差別的な言動をしない」ということを教えることは重要です。併せて、感染者やその家族が不安や自己否定に陥ることもありながら頑張っていることや、感染症の危険に対峙しながら社会全体のために尽くしている人がいることを児童生徒に理解させた上で、みんなが安心して生活するためにできることや、一人一人が学校や地域・社会のためにできることは何か等を考えさせます。このような取組を通して、他者への励ましや感謝の気持ちが醸成される環境づくりをしてください。

③ 心のケアと互いを認め合う場面づくり

コロナ禍における生活では行動の制限や禁止される場面があり、児童生徒のストレスの軽減等、心のケアや相談体制の充実が重要です。例えば、児童生徒が新たな挑戦や努力をしていることについて、メッセージカードを作成し掲示する等、学級で共有するような活動も有効です。また、学校生活における新たな提案やルールづくり等、児童生徒が主体的に、友達と考える機会を設定することで、つながりや絆をつくることができると考えます。特に、特別活動や帰りの会等において、全員で考え新たに生み出した提案やルールを活用することは、「互いを認め合い、守る」といった環境をつくることになります。このように、新たな価値をつくり出したり、そのことに気付く場面を設定したりすることで、自己肯定感や他者への思いやりが高まり、心のケアにもつながるのです。

（3）特別活動や帰りの会等における具体的な場面についての話し合い

誰もが大切にされる学校・学級づくりのためには、次のような場合にどのような言動が適切かを話し合い、学級や学校全体で取り組んでいきましょう。

① 咳をしている人や、欠席している人に感染症の疑いをかける発言など

- マスクを着用せずに咳をしている友達を見かけた時
- マスクを着用しているが咳の続く友達を見かけた時
- 咳をしている人に対して、感染を疑うからかいをしている友達を見かけた時
- 2日以上欠席した友達に対し、感染を疑うようなからかいをしている友達を見かけた時

【指導のポイント】

- ・ マスクを着用していない原因や状況を正しく知ること（忘れ物やアレルギー、健康状況等によるものはないか）
- ・ 健康を気遣う優しい気持ちへの称賛
- ・ 他者を傷付けずに自分の気持ちを丁寧に伝える表現の工夫



② 感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷や風評被害

- 感染者を突き止めたり、その家族や職場の人に対する噂を聞いたりした時
- 医療従事者、複数の県を移動する職業の人に対する誹謗中傷等を聞いた時
- 感染者やその家族、職場で扱う作物や製品などに対する誹謗中傷等を聞いた時

【指導のポイント】

- ・不確かな情報を聞いた時、他の人に伝えない。インターネット上に書き込まない。
- ・誹謗中傷に賛同したり、他の人に広げたりしない。広げた場合にどのようなことが起こる可能性があるかを考える。
- ・感染リスクのある中で、患者や社会のために一生懸命に働いている医療従事者等の人々に対する気持ちを考える。
- ・誹謗中傷や差別により、苦しんでいる人々がいることを理解することや、ハンセン病回復者の人権課題、東日本大震災における風評被害、その他の人権課題の学習につなげる。

③ その他

- 外国人が経営する店や、外国人の児童生徒が在籍する学級や学校に対する誹謗中傷
- 感染者情報に関する地域や近隣地域に対する誹謗中傷
- インターネット上の誹謗中傷の書き込みを見つけた場合
- 家庭での虐待やネグレクト、登校や学習への意欲の低下、友達関係の不和、学生の望まない妊娠、家庭の経済的な問題等、様々な問題が発生している状況

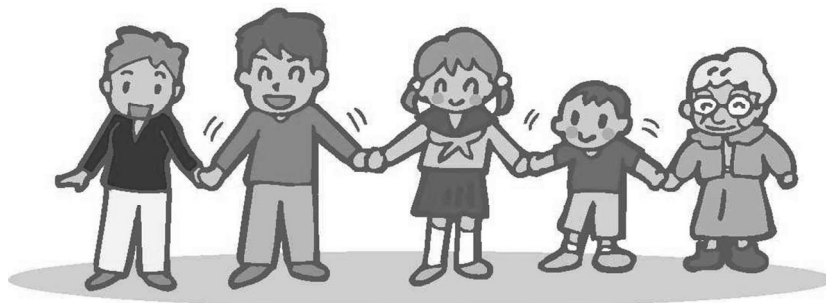
【ポイント】

- ・外国の文化や慣習に対する無理解や、外国の感染状況から「外国人」への誹謗中傷等につなげないこと
- ・いじめや差別を生まない、広げない、許さないためにできることを考え、意見を交流する。
- ・PTAや教職員、地域の大人も今後のコロナ禍における行動についてどのような現状や課題があり、解決するための取組をどう進めていくのか、学校や家庭・地域でできることを考え、交流する。

【出典・参考資料】

三重県教育委員会 「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」 令和2年

さいたま市教育委員会 「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止に係る手引き
～偏見や差別から子どもたちを守るために～」 令和2年



1 同和問題、外国人、その他の人権課題（アイヌの人々）〈中学校 社会〉

◆指導事例（第3学年 公民）

1 単元名

人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

2 単元について

中学校学習指導要領（社会）の「内容Cの私たちと政治（1）」に、個人の尊重と法の支配、民主主義など民主政治の基本となる考え方について理解できるようにするために、人間の尊重についての考え方を、民主社会において全ての人間に保障されるべき価値を内容としてもつ基本的人権を中心に深めることができるようにするとある。そこでこの単元では、民主的なものの見方や考え方の基礎を養うことをねらいとし、人間尊重についての考え方を基本的人権を中心に深めさせる。自由権や平等権、社会権、さらに社会の発展にともなう新しい人権にはどのようなものがあり、それがなぜ重要なのか、具体的な事例を通して理解させるとともに、基本的人権は、日本国憲法第13条の「個人の尊重」を根本としていることを理解し、自他の権利を尊重する精神と態度を養う。

3 単元の目標

【知識及び技能】

- ・人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解する。
- ・民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解する。

【思考力・判断力・表現力等】

- ・個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現する。

【学びに向かう力、人間性等】

- ・人間の尊重についての考え方や日本国憲法の基本的原則などについて、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする。

4 単元の評価規準

知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力、人間性等
<ul style="list-style-type: none"> ・人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解している。 ・民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について、多面的・多角的に考察し、表現している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の尊重についての考え方や日本国憲法の基本的原則などについて、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとしている。

5 人権教育の視点

人間の尊重の考え方や現代社会にみられる課題、基本的人権の意義についての学習を通して、自他の価値を尊重しようとする意欲や態度を養う。

6 本時の指導（3 / 10時）

(1) 本時の目標

- ・ 部落差別、アイヌ民族及び外国人に対する人権侵害の具体例を通して、その原因と解決のための法律の制定について理解する。 【知識及び技能】
- ・ 人権課題の解消のために自分たちができることを考え、自分の言葉でまとめて発表する。 【思考力・判断力・表現力等】

(2) 本時の評価規準

- ・ 部落差別、アイヌ民族及び外国人に対する人権侵害の具体例を通して、その原因と解決のための法律の制定について理解している。 【知識及び技能】
- ・ 人権課題の解消のために自分たちができることを考え、自分の言葉でまとめて発表している。 【思考力・判断力・表現力等】

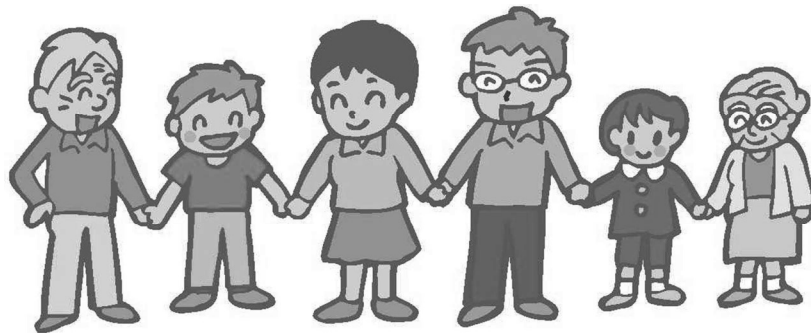
(3) 準備物

- ・ 水平社宣言 ・ ワークシート ・ 「内閣府世論調査」や「人権に関する県民意識調査」(※県文化生活スポーツ部人権課)等の外国人の人権課題についての資料
(※令和3年4月より「子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課」に部署・課名変更)

(4) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準【観点】 (評価方法)
導入 (5分)	1 社会の中にある差別について知る。	○新聞等を活用して、現在も社会の中で差別や偏見の事案があることにふれる。(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別や偏見等)	
差別問題を解決するために、自分たちができることを考えよう			
展開 (40分)	2 部落差別について知る。 ○原因と解消のための法律 ・ 同和対策事業特別措置法(1969年) ・ 地域改善対策事業特別措置法(1982年) ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(1987年) 等	○差別のない社会を目指し、学校や地域社会等で人権教育・啓発活動などの取組が行われていることに気付かせる。 ○インターネット上で差別を助長させるような書き込みがあることを確認する。	部落差別やアイヌ民族及び外国人に対する具体例を通して、その原因と解決のための法律の制定について理解している。 【知識・技能等】 (ワークシート、発表) ※学習活動3、4同様

	<p>3 アイヌ民族への差別について知る。 ○原因と解消のための法律 ・アイヌ文化振興法（1997年） ・アイヌ施策推進法（2019年）</p> <p>4 外国人に対する差別の現状について知る。</p> <p>5 部落差別、アイヌ民族への差別、外国人差別から1つ選択し、解決のために自分たちができることをグループで話し合い、発表する。</p>	<p>○既習の学習（社会科 歴史）と関連付ける。</p> <p>○「内閣府世論調査」や「人権に関する県民意識調査（県文化生活スポーツ部人権課）」等を提示する。</p> <p>○法律や制度ともに、自分たち一人一人が差別問題とどう向き合うのかを考えることが重要であることに気付かせる。</p>	<p>人権課題の解消のために自分たちができていることを考えている。 【思考力・判断力・表現力等】 (ワークシート・発表)</p>
<p>まとめ (5分)</p>	<p>6 振り返りをする。 ・差別のない社会をつくるために大切なことを知る。</p>	<p>○共に生きる意識や他者を尊重し合う意欲や態度等。 →次時につなげる。</p>	



2 女性〈中学校 特別活動〉

◆指導事例（第2学年 学級活動）

1 題材

男女の協力について考えよう

活動内容（2）イ 男女相互の理解と協力

2 題材設定の理由

男女が共同して社会に参画するためには、男女が互いの生き方や考え方を尊重し合い、相互に協力しようとする意欲や態度を育成していくことが大切である。また、自分らしい生き方や職業を主体的に考え、選択できる社会の実現のためには、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別による役割分担意識にとらわれない意識の醸成や、男女が互いに協力し合い、認め合おうとする態度を養うことが重要である。

本単元の学習を通して、男女の特性やそれぞれの個性について理解を深めるとともに、互いを尊重し協力し合おうとする態度を育成したい。

3 指導観【省略】

4 評価規準

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
学校生活や社会生活において、 男女が互いに協力することの重 要性について理解している。	学校生活や社会生活における男 女相互の理解と協力の在り方に 関する課題を見いだし、他者と 協働して課題解決に向けて意思 決定し、実践している。	男女が互いに尊重し、協力し合 おうとする人間関係を形成しよ うとしている。

5 事前の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
男女の協力に関するアンケート に記入する。	男女が互いに協力することの大 切さを改めて意識させる。	男女が互いに協力することの大 切さについて理解している。

6 人権教育の視点

男女相互に独立した一個の人格として互いに尊重し合い、協力し合おうとする男女共同参画に関する意欲や態度を育む。

7 本時のねらい

話し合い活動を通して、男女が互いに協力することの重要性について理解するとともに、互いを尊重し協力し合うことができるようにする。

8 本時の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準 【観点】(評価方法)
導入 (5分)	1 本時の活動を知る。 2 アンケート結果より、現在の学級の状況を共有する。 ・男女の仲 ・協力 ・男女の役割分担 等	○学習の流れが分かるようにする。 ○アンケートの結果は、学級として何が課題なのかを提起できるように示す。 ・グラフ ・自由記述の気になる回答	
展開 (40分)	学校生活における男女の協力(の重要性)について考えよう		
	3 男女の協力について学校生活で感じていることをワークシートに記入する。 4 ワークシートに書いたことをもとに男女の協力について日頃、感じていることを班に分かれて話し合う。 5 各班より話合いの結果を発表する。 6 男女が学校生活において、協力していくためには、一人一人がどのような点に気を付ければよいのか話し合う。	○記入する際に、給食や清掃活動等の男女が互いに協力する具体的な場面を想定できるようにする。 ○どちらが正しいかではなく、お互いを理解するために話し合う時間であることを確認する。 ○仲間の発言に対して、冷やかしたり、からかったりしないよう指導する。	話し合い活動を通して、お互いを理解し合うことの重要性について理解している。 【知識・技能】 (ワークシート、発言) 相互に尊重し協力し合おうとしている。 【思考・判断・表現】 (ワークシート、発言)
	7 実践目標を設定する。 8 先生の話聞く。	○今後の学校生活において実践していきたいことを意思決定し、ワークシートに記入する。 ○今後の学校生活で、意思決定したことが活かされるよう意欲付けをする。 ○必ずしも男女の違いだけではなく、個人によって感じ方は違うことを伝える。(性的マイノリティの生徒がいる可能性を考慮して話をする。)	
まとめ (5分)			

9 事後の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
決めたことを実践できているか、終学活等の時間で定期的に確認する。	意思決定したことを実践することの大切さを指導する。	男女が互いに尊重し、協力し合おうとする行動を実践している。 【思考・判断・表現】(発言)

10 その他

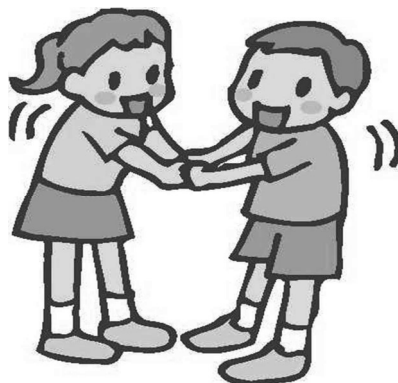
(1) アンケート (例)

男女の協力に関するアンケート

- 1 自分たちの学級は、仲がよいと思いますか？
ア～エから1つ選んで、○をしてください。
ア 思う イ 少し思う ウ あまり思わない エ 思わない
- 2 自分たちの学級は、男女が協力できていると思いますか？
ア～エから1つ選んで、○をしてください。
ア 思う イ 少し思う ウ あまり思わない エ 思わない
- 3 2で答えた理由を書いてください。(自由記述)
- 4 男女が互いに協力することについて、あなたの意見を書いてください。(自由記述)

(2) 出典・参考資料

文部科学省国立教育政策研究所 教育課程研究センター
「学級・学校文化を創る 特別活動【中学校編】」平成28年



3 女性（デートDV）〈高等学校 特別活動〉

◆指導事例（第1学年 ホームルーム活動）

1 題材

男女が互いを尊重し合う関係づくりについて考えよう
ホームルーム活動の内容（2）イ 男女相互の理解と協力

2 題材について【省略】

- (1) 生徒の実態
- (2) 題材設定の理由

3 評価規準〔ホームルーム活動（2）「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」〕

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の生活や学習への適応と、自己の成長及び健康安全といった、自己の生活上の課題の改善に向けて取り組むことの意義を理解している。 ・ 適切な意思決定を行い、実践し続けていくために必要な知識や行動の仕方を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の生活や学習への適応及び、自己の成長に関する課題を見いだしている。 ・ 多様な意見を基に、自ら意思決定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者への尊重と思いやりを深めて、よりよい人間関係を形成しようとしている。 ・ 他者と協働して、自己の生活上の課題の解決に向けて悩みや葛藤を乗り越えながら取り組もうとしている。 ・ 人間としての在り方・生き方についての自覚を深め、将来にわたって自他の健康で安全な生活づくりに配慮しようとしている。

4 人権教育の視点

- (1) デートDVの学習を通して、女性の人権侵害等の現状を知り、課題解決に取り組む意義を理解する。
- (2) 固定的な異性観や、性別による固定的な役割分担意識の問題点に気付く。
- (3) 性別に関係なく、互いを尊重し協力し合う関係づくりに向けた意欲や態度を養う。
- (4) 他者と対等で豊かな関係を築く社会的技能を養う。

本題材は、知識的側面の「自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解」および価値的・態度的側面の「人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚や自他を尊重しようとする意欲や態度」、技能的側面の「他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能」などを身に付けることを目指している。

5 事前の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
デートDVに関するアンケートに回答する。	デートDVについて関心を抱かせる。	デートDVに関するアンケートを通して、男女のよりよい関係について関心をもっている。

6 本時のねらい

デートDVの事例を通して女性の人権侵害について理解するとともに、男女が互いを尊重し、協力し合うよりよい関係づくりについて考える。

7 本時の展開

	生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
導入 (3分)	1 学習課題をつかむ。 ・アンケートの結果から、デートDVについて友達の考えを知る。	○アンケートの結果から男女のよりよい関係について関心をもたせる。	
男女が互いを尊重し合う関係づくりについて考えよう			
展開 (40分)	2 デートDVの動画を視聴する。(7分) ・ドラマ編1 (精神的暴力・経済的暴力) ・ドラマ編2 (身体的暴力)	○自分だったらどのように感じ、どのような態度をとるか、考えながら視聴するように促す。	◆デートDVの事例を通して女性の人権侵害について理解できている。 【知識・技能】 (観察)
	3 デートDVの動画を視聴し、問題に感じる点とその背景について考える。 ・個人で考え、ワークシートに書く。(5分) ①問題に感じる点。 ②登場人物それぞれの相手に対する気持ち。 ・ワークシートに書いたことについて、グループで話し合う。(8分)	○登場人物の言動の背景には、相手の立場や気持ちを考えず、自分の思い通りにしようとする気持ちが働いており、相手を対等な立場として尊重していないことに気付かせる。 ○固定的な異性観や、性別による固定的な役割分担意識も影響していることや、その問題点に気付かせる。	
	4 動画を視聴し、デートDVとその問題点について理解する。(4分) ・デートDV解説	○デートDVは、恋人間で暴力により、相手を思い通りに支配することであることを理解させる。	
	5 性別に関わらず、互いを尊重し協力し合う関係を築くために、大切なことをグループで話し合う。(8分)	○性別に関わらず、互いを尊重し協力し合う関係を築くために大切なことを考えさせる。	◆男女が互いを尊重し協力し合うよりよい関係づくりについて考えている。 【思考・判断・表現】 (ワークシート、発言)
	6 グループで話し合ったことを全体で共有する。(8分)		
終末 (5分)	7 性別に関わらず、互いを尊重し協力し合う関係を築くために、実践しようと思うことを、ワークシートに書く。	○性別に関わらず、互いを尊重し協力し合う関係づくりについて、多様な意見を基に、意思決定を促す。 ○恋愛関係は男女に限らないことや、恋愛関係かどうかに関わらず、相手を尊重することが大切であることに触れる。	

8 事後の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
意思決定したことが実践できているか、帰りのSH等の時間で定期的に確認する。	日頃から、意思決定したことを実践することが重要であることを意識させる。	日常的に男女が対等であることを意識し、互いに協力し尊重し合う関係を築こうとしている。 【態度】(観察)

9 その他

(1) 動画

- ・DVD「STOP! デートDV」ドラマ編1・2(約7分) デートDV解説(約4分) 岩波映像

(2) 事前アンケート(例)

◎以下の項目について、そのとおりだと思うものには○を、間違いだと思うものには×を記入してください。

- DVなんて大人の間のもので、高校生にはまだ起こらないと思う。
- DVは、イライラが原因で起こると思う。
- 暴力をふるうのは、相手をきらいになったときだと思う。
- 暴力を振るわれるのは、かわいくない、気が利かない、言うことを聞かないなど、その人にも悪いところがあるからだと思う。
- 「ダメなやつ」とか「バカ」とか、ひどい言葉で傷つけても、直接たたいたりしなければ暴力じゃないと思う。
- 他の人と話したり出かけたりするのを、付き合っている相手が嫌がって制限するのは、好きな証拠だから、仕方がないと思う。
- 少しの暴力があっても、ふだん仲良く見えるのはDVではないと思う。
- 暴力をふるわれた後、謝ったら、許してあげるべきだと思う。



(3) ワークシート(例)

- 動画の登場人物の言動について、次のことを考えて書きましょう。
 - 問題に感じる点
 - 登場人物それぞれの相手に対する気持ち
- 1のことについて、グループで話し合い、友達の意見をメモしましょう。
- 各グループの発表内容を基に、性別に関わらず互いを尊重し協力し合う関係を築くために、今後実践しようと思うことを書きましょう。

4 子ども〈中学校 特別の教科 道徳〉

◆指導事例（第1学年）

1 主題名

自立心、自律性

2 ねらいと教材

(1) ねらい

自分の人生を主体的に生きることについて考えることを通して、自立心や自律性の大切さに気付き、自律の精神を重んじ、自主的に考え判断し、誠実に実行していこうとする道徳的実践意欲を培う。

(2) 教材

この人生の主人公（「中学生の道徳 自分を見つめる1」 廣済堂あかつき）



3 主題設定の理由【省略】

4 人権教育の視点

生徒が自分の人生を主体的に生きていくためには、他からの制御や命令を待つことなく、自分の内に自らの規律を作り、それに従って行動しようする意志や態度を育むとともに、自ら考え、判断し、行動することが必要である。また、学習を通して自分の行為やその結果に責任をもとうとする意欲と態度を育む。（ここでは世界人権宣言や子どもの権利条約等にふれたい）

5 学習指導過程

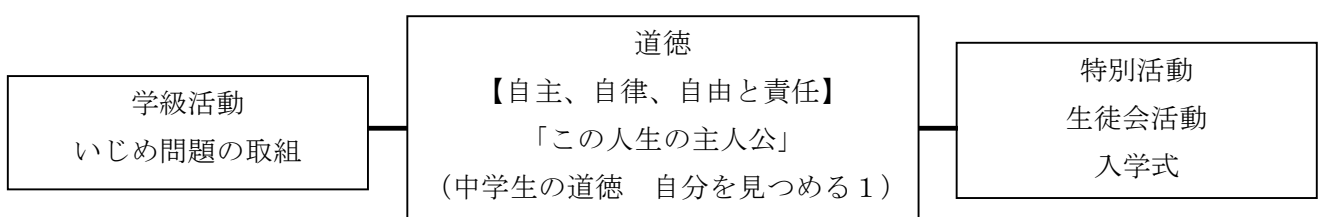
	学習活動	主な発問と予想される児童の反応	指導上の留意点
導入 (5分)	1 これから始まる中学校生活について考える。	○どんな中学校生活にしたいですか。 ・楽しく生活したい。 ・充実した毎日を送りたい。 ○自分の生き方を考えていくために、今の自分を見つめてみよう。	・これから始まる中学校生活に希望をもたせる。 ・「自分の人生を生きる」等のキーワードを提示し、課題意識をもたせる。
展開 (40分)	2 教材を読んで考え、話し合う。 (1) 自分の人生を「主人公」として生きることについて考える。	○自分の人生を「主人公」として生きるとは、どういうことなのだろう。 ・自分で決めること。 ・自分らしく生きていくこと。 ・まわりに流されないこと。	・他者からの制御や命令を待つことなく、自分で自分を律することについて考えさせる。

	(2) 自分らしく生きることについて考える。	◎自分が自分らしく生きていくためにはどんなことが必要だと思いますか。 ・自分のことを自由に決める。 ・自分にうそをつかない。 ・人に頼らずに生きる。 ・自分が輝くように生きる。	・ワークシートに書いてからグループで意見交換をさせる。 その後、全体場で発表させる。 ・「自由」という言葉を取り上げ、子どもの権利条約で、子どもにも自由に生きる権利があることにふれる。 ・自由に伴う責任について考えさせる。
	(3) 自分の中で一番輝いて生きていくことについて考える。	○自分が一番輝いて生きていくために大切にしていきたいことは何ですか。 ・他者に流されない強い気持ち。 ・自分で考え、判断すること。	・自分のこれからの生き方を中学校生活と関連付けて考えさせる。
終末 (5分)	3 今日の学習で考えたことをまとめる。	○学習をして考えたことを書きましょう。 ・自分の人生をよりよく生きていきたい。 ・自分で考え、判断することの大切さ。 ・責任をもって行動すること。	

6 評価（評価方法）

- ・主体的に自分らしく生きていくために自分が大切にしたいことについて、これからの学校生活と関連付けて考えている。（発言・ワークシート）
- ・主体的に生きるために必要なことについて自立心、自律性や責任感など様々な視点で考え、見方を広げている。（発言・観察）

7 他の教育活動との関連



5 高齢者〈小学校 総合的な学習の時間〉

◆指導事例（第5学年）

【探究課題】身の回りの高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々

- 1 単元名 「つながろう つなげよう ～みんなが住みやすい町づくりをめざして～」(全70時間)
 - 小単元1 地域の高齢者やその暮らしを支援する人々の思いを知り、町の課題を見付けよう(20)
 - 小単元2 つながろう 自分たちにできること①(30)
 - 小単元3 つなげよう 自分たちにできること②(20)

2 単元の目標

誰もが住みやすい町づくりを目指して地域と関わる活動を通して、高齢者やその暮らしを支える人々の取組や思いに気付き、地域の一員として自分たちにできることを考え、行動できるようにする。

3 単元の評価規準

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
①高齢者の暮らしを支援する地域の取組や努力を知るとともに、高齢者が住みやすい町は誰にとっても住みやすい町であり、地域全体でつくっていく必要があることを理解している。 ②調査活動を、目的や対象に応じた適切さで実施している。 ③高齢者が住みやすい町は誰にとっても住みやすい町であり、地域全体でつくっていく必要があることの理解は、探究的に学習してきたことの成果であることに気付いている。	①地域の高齢者とその暮らしを支える人々との関わりから課題を設定し、解決に向けて見通しをもっている。 ②課題の解決に必要な情報について手段を選択して多様に収集し、種類に合わせて蓄積している。 ③課題解決に向けて、観点に合わせて情報を整理し考えている。 ④相手や目的に応じて、分かりやすく表現している。	①課題解決に向け、自分のよさに気付き、探究活動に進んで取り組もうとしている。 ②自分と違う意見や考えのよさを生かしながら協働して学び合おうとしている。 ③地域の一員として「みんなが住みやすい町づくり」のために自分にできることを見付け、取り組もうとしている。

4 人権教育の視点

高齢者との交流活動を通して、豊かな経験、技術、知識等を学ぶことで、尊敬や感謝の心をもてるようにするとともに、共に生きる社会づくりに意欲的に参画しようとする気持ちを養う。



5 指導と評価の計画（全 70 時間）

	探究のプロセス	○学習活動 ・「」児童の思考や願い	評価規準			評価方法
			知	思	態	
小単元 1 地域の高齢者やその暮らしを支援する人々の思いを知り、町の課題を見つけよう（20時間）	課題設定 1	○前年度の活動を振り返り、成果や課題、疑問などから取り組みたいテーマを考える。 ・4年生では防災マップを作って喜んでもらえたね。 ・障害のある人や外国の人、お年寄りの参加は少なかったな。 ・みんなの役に立てたと言えるかな？ ・地域のためにもっと何かしたいな。 「今年は『みんなが住みやすい町づくり』をテーマにしよう」		①		行動観察 ワークシート
	情報収集 2～9	町づくりのことについて調べよう ○役場の人から話を聞いて、町を支えてくれている人を教えてもらう。 *事前の打ち合わせで、町の人口分布や取組の様子などから、高齢化が地域の課題になっていることを話してもらい、社会福祉協議会を紹介してもらおう。 ・ぼくたちの町にはお年寄りがたくさんいるよ。 ・くらしの様子は人によってそれぞれ違うんだな。 ・社会福祉協議会っていうところがいろいろなことをしてくれているんだね。 「社会福祉協議会の人に話を聞きたいな」 ○社会福祉協議会の取組について教えてもらう。 ・社会福祉協議会の人から話を聞こう。 ・社会福祉協議会って何をするとところ？どんなことをしているの？ 「他の施設とも協力して活動してるんだね」「配食サービスの様子を見てみたいな」「百歳体操ってどんな体操かな」 ○デイサービスセンターに行く。 ・働いている人にインタビューしよう。 「どんなことをしているのかな？」「どんな人が来ているのかな？」「大変なことは何かな？」 ・身体が動かしにくくて、家でお風呂に入るのは大変な人もいるんだね。 ・手すりやスロープなどわたしたちの家には無い設備があるよ。 ・ぼくたちも一緒に百歳体操をやってみよう。 ・来ている人にインタビューしよう。 「ここではどんなことをしているのかな？」「どうして来ているのかな？」「感想を聞きたいな」 ○配食サービスについて調べる。 ・どんな人が利用しているのかな？ ・お弁当は社会福祉協議会の人か配るのかな？ ・届けるお弁当は、どこで作られているのかな？ 「社会福祉協議会の人に聞いてみよう」		②		発言 ワークシート

	整理・分析 10～14	<p>○見学やインタビュー、体験等で得た情報を整理し、共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りと話して、昔はこの町を元気にするために頑張ってくれていた人だということを知ったよ。 ・高齢者に関わる取組だけでもたくさんあるね。 ・「普段子どもと話す機会が無いから話せて嬉しい」と言ってくれる高齢者の人がたくさんいたよ。 <p>「見学やインタビューで分かったことを新聞にまとめよう」</p>		③	②	発言 ワークシート
	まとめ・表現 15～20	<p>○これまでに分かったことや考えたことを新聞にまとめて発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この町では、人口の割合が一番高い高齢者のことを考えた取組がたくさん行われていて、その取組を多くの人が支えている。 ・団体や施設がしていることは、高齢者を助けるだけでなく、その家族のことを助けることにもつながっている。 <p>○これまでの活動を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの人や町から離れて近所の人が少ない地域、若い人が少ない地域に住んでいる人もたくさんいる。 ・もし病気や災害に遭ったら、誰かに助けを求められるのかな？すぐに気付いてもらえるのかな？ <p>「みんながもっとつながっている町にしたいね」</p>	①		④	発言 ワークシート
小単元2 つながろう 自分たちができること① (30時間)	課題設定 21～22	<p><u>つながろう</u></p> <p>○つながるために自分たちにできることを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りに喜んでもらえることを自分たちも企画したいな。 ・町には他にも高齢者施設もあるよね。 <p>「高齢者施設の人と仲良くなれないかな」</p>			①	行動観察 ワークシート
	情報収集 整理・分析 23～28	<p>○高齢者施設を訪問する計画と準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一緒に楽しめることがしたいな。 ・デイサービスではどんなことをしていたかな？ ・音楽で習った歌やリコーダー演奏も披露できそう。 <p>○高齢者施設を訪問し、交流する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちと遊ぶことを喜んでくれてうれしいな。 ・昔のことを知っていてすごいな。 ・あまり話さず、楽しくなさそうな人もいる。 <p>○訪問して気付いたことや考えたことを交流し、新たな願いや疑問等をもつ。【本時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼくたちが行くだけで高齢者の方はすごく喜んでくれたね。 ・高齢者施設の人、全員が喜んでくれたのかな。 ・仲良くなったって言えるのかな。 ・もう一度訪問に行きたいな。 <p>「高齢者のことについて、もっと知りたいことが出てきたよ」</p>	②		①	発言 ワークシート

課題設定 29	<ul style="list-style-type: none"> ○2度目の訪問の準備と計画をする。 ・前回の訪問でできなかったことや困ったことは何だったかな？ ・高齢者についてもっと知りたいことは何かな？ 「社会福祉協議会の人、高齢者疑似体験ができるって言ってたよ」 		①		発言 ワークシート
情報収集 30～31	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者疑似体験を通して、よりよい交流の仕方を考える。 ・高齢者の人と接するとき気を付けることは何かな？ 「高齢者疑似体験で学んだことを生かして、訪問したいね」 		②		発言 行動観察
整理・ 分析 32～35	<ul style="list-style-type: none"> ○疑似体験を通して分かったことを整理し、訪問の準備をする。 ・今度こそ、みなさんに喜んでもらえるものにしたいな。 ・相手の立場を考えて計画することが大事だね。 「施設の職員さんにも話を聞きたいね」 		③		発言 ワークシート
まとめ・ 表現 情報収集 36～38	<ul style="list-style-type: none"> ○2度目の施設訪問を行う。 ・前回の訪問でできなかったことができるようにしたいな。 ・施設の職員にインタビューする。 *訪問先と事前の打ち合わせを行い、認知症や高齢者を取り巻く問題などについて話してもらおう。 「インタビューしたことを一旦整理してみよう」 	②		①	行動観察
整理・ 分析 39～40	<ul style="list-style-type: none"> ○2度目の訪問を振り返り、感じたり考えたりしたことを整理する。 ・今度は高齢者の人のことを考えて行動することができたよ。 ・相手の名前も聞いてきたし、わたしの名前も覚えてもらえたよ。 ・高齢者施設に入っていない高齢者の人ともつながりたいね。 ・高齢者について知ったことを、他の人にも伝えたいね。 「学習発表会で伝えたらどうかな」 	③		②	発言 ワークシート
まとめ・ 表現 41～50	<ul style="list-style-type: none"> ○学習発表会で発表する準備をする。 ・ぼくたちの発表を聞いた人にも高齢者とつながろうと思ってもらいたいね。 ・高齢者の人への接し方が変わってくれと嬉し <ul style="list-style-type: none"> ○自分の家で暮らしている高齢者の人とつながる方法を考え、実践する。 ・どんな人とつながれるかな。 ・配食サービスを利用しているのは、一人暮らしの人やなかなか町に買い物に来れない人が多いって聞いていたな。 ・役場や社会福祉協議会の人にも聞いてみよう。 「手紙や手作りのプレゼントを作って一緒に届けてもらうのはどうかな？」 		④	③	行動観察

小 単 元 3 つ な が ろ う 自 分 た ち に で き る こ と ② (20 時 間)	課題設定 51～55	つなげよう ○これまでの活動を振り返り、これからの活動について考える。 ・みんなが住みやすい町にするために十分な活動ができたかな？ ・ぼくたちだけの行動で町づくりをするのは難しいよ。 ・他の人にも私たちの活動をつなげられないかな。 ・学習発表会のアンケートを見たら、地域のつながりの薄さを感じているという人がいたよ。 「自分たち以外の人にも実践してもらえないかな？」			③	発言 ワークシート
	情報収集 整理・ 分析 56～57	○みんなが実践できることを考える。 ・町みんながつながるって、町民がどんな様子になればいいのかな？ ・まずは小学校のみんなができることから考えたらよさそうだね。 ・登下校で地域の人にも挨拶しようと呼びかけるのはどうかな。 ・みんなで町の清掃活動をしてはどうかな。 ・やってもらって嬉しいことは、自分も参加しようかなっていう気になるよ。 「代表委員会で提案してみよう」	①		②	発言 ワークシート
	まとめ・ 表現 58～70	○全校に働きかけて実践する。 ○これまでの活動を通しての自分の変容を振り返り、まとめる。	③		③	発言 ワークシート

6 本時の指導 (28/70)

(1) 本時の目標

高齢者施設への訪問を振り返り、高齢者の立場に立った交流の在り方について考える。

(2) 本時の評価規準

訪問時の体験や高齢者の様子を基にして、高齢者に楽しんでもらうことができたか考えている。【思考・判断・表現】

(3) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準【観点】 (評価方法)
導 入 (5 分)	1 高齢者施設訪問での交流をグループで振り返る。 ・色々な話ができて楽しかった。 ・近所のお年寄りの方もいたよ。 ・歌を大きな声で歌えたね。 ・リコーダーも間違えずに吹けたよ。 ・一緒に体を動かしてよかった。 ・喜んでくれていたと思う。 ・こっちのテーブルはあまり会話が弾んでなかったね。	○スライド写真や映像を提示し、施設訪問時のことを想起させる。 ○社会福祉協議会の方や高齢者施設で働く人は、高齢者の方にも住みやすい町づくりをしたいと思って頑張っていることを確認する。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・このレクは参加できる人が少なかつたなあ。 ・自分の言いたいことが伝わってなさそうだったね。 ・お年寄りには本当に楽しかったのかなあ。 	<p>○児童の感想を聞きながら、再度スライドに注目させ、楽しむことができていない、活動に参加できていない高齢者の方がいることに気付かせる。</p>	
展開 (30分)	2 本時のめあてを確認する。		
	高齢者の方に楽しんでもらうことができたか振り返ろう		
	3 交流での高齢者の様子で、気付いたことを付箋に書き出す。	○高齢者が喜んでくれた交流であったかどうかという視点で書き出させるようにする。	<p>出し合った情報を比較したり、関連付けたりして課題解決にむけて整理・分析している。</p> <p>【思考・判断・表現】 (発言、ワークシート)</p>
	4 付箋を分類する。 ・楽しそうだった、楽しくなさそうだった、どちらともいえないに分ける。	○楽しそうだったこと、楽しくなさそうだったこと、どちらとも言えないに分類させるようにする。	
	5 自分たちの課題の原因を考える。 ・活動することに必死で、高齢者の方の気持ちを深く考えられてなかったかもしれない。 ・施設の方は、相手に応じて上手に対応していたよね。 ・高齢者はどれくらい身体が不自由なのか、あまりよく分かってなかったのかもしれない。	○なぜうまくいかなかったのかを考えさせる。 ○高齢者の視点に立ち、皆が楽しむために自分たちができることや考えなければいけないことは何かという視点で考えさせるようにする。	
	6 施設で働く方からの感想を聞く。	○施設で働く方から児童への感謝の気持ちが書かれた手紙を紹介する。	
まとめ (10分)	7 学習の振り返りを書き、共有する。 ・課題を解決してもう一度交流に行きたい！そのためには、高齢者のことをもっと知ることが必要だと思う。 ・高齢者疑似体験ができるって聞いたからやってみよう。	○交流会での成果について価値付けし、児童の意欲の向上につなげる。	
	8 まとめ、次時の学習活動について確認する。	○高齢者の視点に立った課題を解決するための活動に意欲がもてるようにまとめをする。	

6 障害者<小学校 総合的な学習の時間>

◆指導事例（第4学年）

1 単元名 「みんなが住みやすい町をめざして」（全40時間）

2 単元の目標

- 障害のある人や関係者の人から話を聞いたり、交流したりすることを通して自分なりの課題をもち学習を進めることができる。 【知識及び技能】
- 人権が大切にされる町は、誰にとっても住みよい町であることに気付くことができ、その町づくりに向けて自分たちができることを考える。 【思考力、判断力、表現力等】
- 交流体験活動を通して、一人一人の違いを認め、共に生きていくことの大切さに気付き、人権が尊重された地域づくりに向けて、実践を進んで行おうとする。 【学びに向かう力、人間性等】

3 単元の評価規準

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
①体験や交流活動を通して、障害のある人や関係者の生活や関わり、生き方に気付くことができている。 ②調査活動や情報収集の手順を身に付け、必要に応じて発揮することができる。 ③障害のある人への接し方等、自分の行動の変容は、障害のある人とその暮らしについて探究的に学習してきたことの成果であることに気付いている。	①障害のある人の生活の様子や、様々な人々との関わりを通して感じた関心をもとに課題を見出し、解決の見通しをもっている。 ②課題の解決に必要な情報を、手段を選択して多様に収集し、種類に合わせて蓄積している。 ③課題解決に向けて、観点に合わせて情報を整理し考えている。 ④相手や目的に応じて、分かりやすく表現している。	①課題を達成するために、探究活動に進んで取り組もうとしている。 ②自分と違う意見や考えのよさを生かしながら協働して学び合おうとしている。 ③自分と地域のつながりに気付き、地域の活動に参加しようとしている。

4 人権教育の視点

- ・障害のある人の立場に立った学習を通して、相手を思いやり、お互いを認め支え合おうとする。
- ・障害のある人に対する差別や偏見をなくすためにはどうしたらよいかを探究し、話し合うことにより人権感覚を養う。
- ・障害のある人と共に生きている地域で自分ができることについて考え、行動する力を育てる。

5 指導と評価の計画（全 40 時間）

学習過程 (時数)	○学習活動 ・「」 児童の思考や願い	評価規準			評価方法
		知	思	態	
課題 設定 (3)	<p><u>私たちの町のいいところ探しをしよう</u></p> <p>○自分たちの住んでいる町のよさについて話し合う。</p> <p>* 3年生時に行った「町自慢」の学習を振り返えらせ、自分たちの住んでいる町のよさについてたくさん意見がでるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年生の時の町探検で、お世話になった人がいたね。 ・地域の人が、元気で笑顔で暮らしていたね。 <p>「私たちが住んでいる町のいいところは他にもないかな？ 地域の人に聞いてみたいな」</p>		①		<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・行動観察 ・発言内容 ・振り返りシート
情報 収集 (3)	<p><u>地域の人にインタビューをしよう</u></p> <p>○自分たちの住んでいる町のいいところについて地域の人達に聞き取りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住みやすく、子育てがしやすいと答えてくれた人が沢山いたよ。 ・予想と違って、不便なところもあると答えた人もいたよ。 <p>「どんなことを不便と感じているのかな？」</p>	②			<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・行動観察 ・発言内容 ・振り返りシート
整理 分析 (4)	<p><u>インタビューした情報を整理しよう</u></p> <p>○インタビューした情報を個人で整理した後、グループや全体で合わせ共通点や相違点を分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住みやすいと答えた人は〇〇が多かったよ。 ・不便と感じている人の中に、〇〇がよくなったらいいの にって答えてくれた人もいたよ。 <p>「他のグループはどんなことを調べたのか知りたいな」</p>		③		<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・行動観察 ・発言内容 ・振り返りシート
まとめ (3)	<p><u>グループごとに調べたことをまとめ発表しよう</u></p> <p>○自分たちが調べたことをまとめ発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問されたけど答えられなかったことがあったなあ。 もう一度聞き取りに行きたいな。 ・一部の人が住みやすい町でいいのかな？ <p>「みんなが住みやすい町ってどんな町なんだろう？」</p>		④		<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・行動観察 ・発言内容 ・振り返りシート
課題 設定 【本時】 (3)	<p><u>「みんなが住みやすい町って、どんな町？」</u></p> <p>○「住みやすい町」とはどのような町なのか、誰にとって住みやすいのか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の中にある不便さを改善するためには、誰に話を聞いたらいいだろう？ ・誰にとっても便利なものって何だろう。 <p>「どんなことに不便さを感じているのか、実際に体験できないかな」</p>		①	②	<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・行動観察 ・発言内容 ・振り返りシート

情報 収集 (5)	<p>障害のある人の視点で考えてみよう</p> <p>○生活の中の不便さを疑似体験するとともに、障害のある人のボランティア活動をしている方や障害者スポーツをしている方から話を聞く。</p> <p>○疑似体験をする (アイマスク体験、車椅子体験、聴覚障害体験、高齢者疑似体験、白杖体験、障害者スポーツ 等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道に自転者がきちんと並んでいないと、車椅子が通りにくかったよ。 ・今まで何気なく生活していたけど、町には沢山の不便なことがあることに気がついたよ。 <p>「どんなことが改善されたらいいのかわ、話を聞きに行きたいな」</p>	①		①	<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・行動観察 ・発言内容 ・振り返りシート
情報 収集 (5)	<p>障害のある人たちとふれ合おう</p> <p>○障害のある人をよりよく知るための質問内容を考え、交流を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施にどんなことで困っているのかな。 <p>「私たちができることってどんなことかな？」</p>	②	②		<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・行動観察 ・発言内容 ・振り返りシート
整理 分析 (8)	<p>「みんなにとって住みやすい」町プランをつくろう</p> <p>○見学や体験、インタビューした情報をもとに、自分ができることを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が不便と思っていることは、妊婦さんや高齢者の人も不便だと感じると、前のインタビューの時に答えてくれていたね。 ・自分たちが調べたこと、考えたことを地域に広げよう。 <p>「学習発表会に沢山の人の人に来てもらえるように招待状を書こう」</p>		③	③	<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・行動観察 ・発言内容 ・振り返りシート
まとめ 表現 (6)	<p>「みんなにとって住みやすい町」プラン発表会をしよう</p> <p>○学習発表会で行う町自慢の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちで決めた表現方法に必要な要素を考え、伝えたい内容と結びつける。 <p>○「誰にとっても住みやすい町」を実現するために、自分たちには何ができるのかを考え、発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困っている人がいたら声をこけるようにするよ。 ・ボランティアサークルに参加してみるよ。 ・今できないことは、大人になった時に、仲間と共に行動してみるよ。 	③	④		<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・行動観察 ・発言内容 ・振り返りシート



6 本時の指導（4 / 40）

(1) 本時の目標

自分たちが住んでいる町はみんなにとって住みやすいか話し合う活動を通して、障害のある人や高齢者だけでなく、自分を含む様々な人にとって住みやすい町について考えることができる。

(2) 本時の評価規準

これから追求していきたい自分の課題を考えている。【思考力、判断力、表現力等】

(3) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準【観点】 (評価方法)
導入 (5分)	1 前時までの学習を振り返る。 2 本時のめあてを確認する。	・私たちの町にはどのような立場の人がいるか、前時までの学習をもとに振り返らせる。	
展開 (30分)	みんなが「住みやすい町」って、どんな町？		
	3 「住みやすい町」とはどのような町なのか、誰にとって住みやすいのか考える。 4 もっと知りたいことや調べたいこと、やってみたいことを考える。 ・町の中にある不便さを改善するためには、誰に話を聞いたらいだろうか？ ・誰にとっても便利なものって何だろうか？ 5 全体で交流する。	・自分や自分の身の回りを考え、暮らしの中に不自由さを感じる人がいることに、気付くことができるようにする。 ・どうしてそれを課題にするのか、どのように追求していこうと思っているのかを考えさせる。 ・発表の内容をもとにして、共通点を見付けやすくするために板書を工夫する。	・これから追求していきたい自分の課題を考えている。 【思考力、判断力、表現力等】 (発言・振り返り)
まとめ (10分)	6 本時の活動を振り返る。 ・振り返りカードに記入する。 7 次時の見通しをもつ。	・自分を含む様々な人にとって住みやすい町について考えることができたかについて振り返る。	

7 ハンセン病〈高等学校 公民〉

◆指導事例（第3学年 政治・経済）

1 単元名

第1編 現代の政治

第1章 民主政治の基本原則と日本国憲法 ⑩法の下での平等と自由権

2 単元について

○単元観

社会のグローバル化が進む今日の世界は、政治、経済、社会のしくみそのものが大きな変化に見舞われている社会でもある。そのような社会において自律した社会人として変化に対応し、また、普遍的な価値を守っていくために政治社会や経済社会の基本的な枠組みやしくみを深く理解することが重要である。そのうえでそれらの知識や多くの情報を的確に組み合わせ、取捨選択して変化の激しい社会を生き抜く能力を身に付ける必要がある。

そのねらいを達成するため、第1章では、主権者として民主政治の基本原則を、歴史的な背景を踏まえながら学習するとともに、現代社会が抱える問題や課題について考察し、現代の社会にどのように対応していくか、個人として、人間としてどのように社会生活を営むべきかを考える能力を身に付けることを目指す。

○生徒観【省略】

○指導観【省略】

3 単元の目標

日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割を概観させるとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

4 単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	資料活用の技能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法の基本原則に関心をもち、日本国憲法が果たしている意義と役割について意欲的に考察しようとしている。 平和主義と安全保障に関連して自衛隊や日米安全保障条約について関心が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大日本帝国憲法と日本国憲法の共通点や相違点について比較しながら多面的・多角的に考察している。 人権保障や平和主義の理念が現実の問題にどう活かされるべきか考察している。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法の基本原則について、教科書掲載の図や資料などを適切に活用している。 基本的人権の保障や平和主義を理解するために、具体的な事例や判例について適切な資料を収集している。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法の制定過程や大日本帝国憲法との違いについて基本的な知識を習得している。 日本国憲法が規定する基本的人権の内容を理解するとともに、実社会との関わりについて理解している。

5 人権教育の視点

日本国憲法の三大原理のうち「基本的人権の尊重」について、大日本帝国憲法との比較や現在の自身の生活との関わりを通して、この原理の意義について理解させたい。特に平等権、自由権、社会権、参政権等について権利の意義や関連性を理解させるとともに、現存する偏見や差別、不平等にも着目させ、人権侵害の問題点に気付き、その解決や人権が尊重される社会づくりに向けて、自分も貢献しようとする意欲や態度を身に付けさせたい。

本題材は、知識的側面の「人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識」および価値的・態度的側面の「人権の観点からの自己自身の行為への責任感を負う意志や態度」、技能的側面の「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」などを身に付けることを目指している。

6 本時の指導（6／8時）

（1）本時の目標

- ・個人の尊厳や法の下での平等の普遍的価値について考察する。
- ・個人の尊厳や法の下での平等について正しく認識し、あらゆる差別の撤廃の必要性について理解する。

（2）本時の評価規準

- ・個人の尊厳や法の下での平等の普遍的価値について考察している。【思考・判断・表現】
- ・個人の尊厳や法の下での平等について正しく認識し、あらゆる差別の撤廃の必要性について理解している。【知識・理解】

（3）準備物

- ・資料、ワークシート

（4）学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準【観点】 (評価方法)
導入 (5分)	1 本時の学習のめあてをつかむ。	○平等権が侵害されている事例として、ハンセン病患者に対する差別に関する資料や新聞記事を用い、関心をもたせる。	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>法の下での平等や自由権の内容と、それが守られてない事実について知り、自分たちの権利を守っていく必要性について考えよう</p> </div>			
展開 (35分)	2 法の下での平等の規定の意義について理解する。(5分) <ul style="list-style-type: none"> ・憲法第14条 ・男女の平等 ・選挙権の平等 ・教育の機会均等 	○日本国憲法における法の下での平等、平等権の規定について過去の歴史を踏まえつつ理解させる。	◇個人の尊厳や法の下での平等について正しく認識し、あらゆる差別を撤廃の必要性について理解している。 【知識・理解】 (ワークシート、発表内容)

	<p>3 現存する偏見や差別、不平等について理解する。(20分)</p> <p>○グループに分かれ、事実と憲法上の問題点、解決のための取組について調べる。</p> <p>○グループごとに調べたことを発表し、各問題について全体で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別 ・在日外国人に対する差別 ・アイヌの人々に対する差別 ・ハンセン病患者に対する差別 ・同和問題 ・男女の平等 <p>4 自由権の内容について理解する。(10分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神の自由 ・人身の自由 ・経済の自由 	<p>○現実に様々な差別があり、その解決に向けて国や国民がなすべきことを理解させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループで調べる問題の分担を予め決めておく。(1グループ1問題)。 ・教科書のトピック欄や資料集の記述から読み取らせる。 <p>○憲法上の問題点をしっかり認識させ、解決に向けた取組の必要性について理解させる。</p> <p>○自由権は国家権力からの自由を保障するものであることを理解させる。</p> <p>○戦前の治安維持法や具体的な判例を紹介しながら理解を深めさせる。</p>	<p>◇個人の尊厳や法の下での平等の普遍的価値について考察している。</p> <p>【思考・判断・表現】 (ワークシート、発表内容)</p>
<p>まとめ (10分)</p>	<p>5 本時の学習を振り返る。</p> <p>○人間にとっての平等権や自由権の意義についてペアで確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何組か発表する。 	<p>○生徒から出された言葉を用いて本時の学習内容をまとめる。</p> <p>○次時の学習内容を予告する。</p>	

7 その他

(1) 資料

- ・「政治・経済 資料集」(とうほう) …法の下での平等、ハンセン病と差別
- ・「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省)

(2) ワークシートの項目

- ①調べた問題 ②問題となった事実 ③憲法の規定上の問題点
④解決に向けた国や国民の取組 ⑤調べた感想



8 犯罪被害者等〈高等学校 特別活動〉

◆指導事例（第2学年 ホームルーム活動）

1 題材

犯罪被害者やその家族の心情を理解し、互いを尊重し合う人間関係について考えよう。

内容（2）ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

2 題材について【省略】

（1）児童（生徒）の実態

（2）題材設定の理由

3 評価規準〔ホームルーム活動（2）「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」〕

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全といった、自己の生活上の課題の改善に向けて取り組むことの意義を理解している。 ・ 適切な意思決定を行い実践し続けていくために必要な知識や行動の仕方を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の生活や学習への適応及び自己の成長に関する課題を見いだしている。 ・ 多様な意見を基に自ら意思決定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者への尊重と思いやりを深めてよりよい人間関係を形成しようとしている。 ・ 他者と協働して自己の生活上の課題の解決に向けて悩みや葛藤を乗り越えながら取り組もうとしている。 ・ 人間としての在り方生き方についての自覚を深め、将来にわたって自他の健康で安全な生活づくりに配慮しようとしている。

4 人権教育の視点

動画の視聴を通して犯罪被害者をめぐる人権問題やその心情について理解を深め、他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力を働かせるとともに、他者を尊重した関わりについて考え、よりよい人間関係を形成しようとする意欲や態度を養う。

本題材は、価値的・態度的側面の「多様性に対する開かれた心と肯定的評価」「人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度」、技能的側面の「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」などを身に付けることを目指している。

5 事前の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
犯罪被害者等に関するアンケートに回答する。	犯罪被害者等の存在や状況について意識させる。	犯罪被害者等の存在や状況について考えている。 (アンケート)

6 本時のねらい

- ・犯罪被害者等の置かれている状況を知り、その心情に寄り添った適切な関わりが必要であることが理解できる。【知識・技能】
- ・犯罪被害者等、他者への尊重と思いやりを深めてよりよい人間関係を形成するために、適切な言動について考える。【思考・判断・表現】

7 本時の展開

	生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
導入 (5分)	1 学習課題をつかむ。 ・アンケートの結果を知る。 ・資料から犯罪被害の状況について知る。	○アンケートの結果と犯罪被害に関する統計資料から、犯罪被害者等の状況と自分の認識について関心をもたせる。	
犯罪被害者やその家族の心情を知り、他者を尊重し思いやる適切な言動について考えよう			
展開 (40分)	2 動画「友達が被害者になったら」(内閣府犯罪被害者等施策推進室)を視聴する。 (14分) 3 動画のさやかとその家族(被害家族)に対する周りの言動について考え、グループで話し合う。(10分) ①気になった言動 ②望ましい言動 4 グループごとに話し合った内容を全体で発表し、共有する。(8分) 5 動画の解説編を視聴し、犯罪被害者等の支援について現状を知る。(8分)	○社会には様々な立場の人がいることを知り、互いにその存在や心情を思いやる言動が大切であることを理解させる。 ○さやかとその家族の心情に立って、どのような配慮が必要か考えさせる。 ※正答か否かに捉われず、自分の感じたことをワークシートに書くよう促す。 ※他者の意見を尊重しながら自らの考えを深めていくよう促す。	◆犯罪被害者等の置かれている状況を知り、その心情に寄り添った適切な関わりが必要であることが理解できる。【知識・技能】 ◆犯罪被害者等、他者への尊重と思いやりを深めてよりよい人間関係を形成するために、適切な言動について考えている。 【思考・判断・表現】 (ワークシート、発言)

終末 (5分)	6 本時を振り返り、犯罪被害者等について考えたことや、集団の一員として今後実践しようと思うことをワークシートに書く。	○他者を尊重し思いやる態度について多様な意見を基に意思決定を促す。	
------------	--	-----------------------------------	--

8 事後の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
意思決定したことを実践できているか、学期ごとに振り返り確認する。	日常的に意識し、実践することの重要性について考えさせる。	犯罪被害者等、他者への尊重と思いやりを深めてよりよい人間関係を形成するために、適切な言動について考え、実践している。(観察)

9 その他

(1) 事前アンケート (例)

「犯罪被害者等に関するアンケート」

- 1 自分や家族が犯罪被害に遭った場合、どのような気持ちや状態になると思いますか。
- 2 友達やその家族が犯罪被害に遭ったら、友達にどのような声をかけようと思いますか。

(2) ワークシート (例)

- 1 動画のさやかとその家族(被害家族)に対する周りの言動について、次のことを考えて書きましょう。
 - (1) 気になった言動
 - (2) 望ましい言動
- 2 1のことについて、グループで話し合い、友達の意見をメモしましょう。
- 3 各グループの発表内容を基に、次のことを書きましょう。
 - (1) 犯罪被害者等について分かったことや考えたこと。
 - (2) 犯罪被害者等への関わりについて、クラスや学校の一員として、今後実践しようと思うこと。

(3) 資料

- ・「社会全体で被害者を支え被害者も加害者も出さない街づくり」高知県警察
- ・「警察による犯罪被害者支援パンフレット」警察庁犯罪被害者支援室
<https://www.npa.go.jp/higaisya/shien/pdf/higaisyashienNP.pdf>



(4) 動画

- ・「友達が被害者になったら」ドラマ編(約14分) 内閣府犯罪被害者等施策推進室
 公益財団法人警察協会HP <http://www.keisatukyokai.or.jp/tomidatigahikaisha.html>
- ・同解説編(約8分)

⑨ インターネットによる人権侵害＜高等学校 特別活動＞

◆指導事例（第1学年 ホームルーム活動）

1 題材

互いを尊重したインターネット利用について、大切にしたいことを考えよう

ホームルーム活動 内容（2）

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

2 題材について【省略】

（1）生徒の実態

（2）題材設定の理由

3 評価規準〔ホームルーム活動（2）「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」〕

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全といった、自己の生活上の課題の改善に向けて取り組むことの意義を理解している。 ・ 適切な意思決定を行い実践し続けていくために必要な知識や行動の仕方を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の生活や学習への適応及び自己の成長に関する課題を見いだしている。 ・ 多様な意見を基に自ら意思決定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者への尊重と思いやりを深めて、よりよい人間関係を形成しようとしている。 ・ 他者と協働して、自己の生活上の課題の解決に向けて悩みや葛藤を乗り越えながら取り組もうとしている。 ・ 人間としての在り方・生き方についての自覚を深め、将来にわたって自他の健康で安全な生活づくりに配慮しようとしている。

4 人権教育の視点

インターネットやSNS等の利用について人権侵害となる状況について把握し、互いの立場や気持ちを大切に利用の仕方を話し合うことにより、人権を尊重したコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育む。

本題材は、知識的側面の「人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識」および価値的・態度的側面の「人権の観点からの自己自身の行為への責任感を負う意志や態度」、技能的側面の「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」、「複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能」などを身に付けることを目指している。

5 事前の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
インターネット、SNS 等の利用状況のアンケートに回答する。	自身のインターネット、SNS 等の利用状況について、改めて意識させる。	自己の生活の充実と向上に関わる問題に関心をもっている。(アンケート、観察)

6 本時のねらい

- ・互いを尊重し安心してインターネットや SNS 等を利用するために大切にしたいこと等を考え、表現している。【思考・判断・表現】
- ・互いを尊重したインターネットや SNS 等の利用に取り組み、よりよい人間関係を形成しようとしている。【態度】

7 本時の展開

	生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
導入 (5分)	1 学習課題をつかむ。 ・アンケートの結果を知る。	○アンケートの結果から、インターネット、SNS 等のメリット、デメリットが考えられるようにする。	
互いを尊重したインターネット利用について、大切にしたいことを考えよう			
展開 (40分)	2 スライド「ネット、SNS の落とし穴」(高知県ネット教材作成委員会)を見る。(10分)	○後の思考に生かすため、気付いたことはメモをとるように促す。	
	3 自分の体験を振り返りながら、インターネットや SNS 等の利用の問題点と問題が起きる原因をワークシートに書く。(5分)		
	4 互いを尊重し安心してインターネットや SNS 等を利用するために、友達同士で大切にしたいことを3つ考えてワークシートに書く。(5分)	○自分だけではなく、友達同士で大切にしたいことを考えさせる。	
	5 グループになり、各自が4で考えた大切にしたいことやその理由を発表し合う。(10分)	○他者の意見を否定せずに聞くよう促す。 ○全員が参加できるよう机間指導を行う。	◆互いを尊重し安心してインターネットや SNS 等を利用するために大切にしたいこと等を考え、表現している。

	6 各グループで出された意見を全体で発表する。(10分)	○他者の意見を否定せずに聞き、発表後は拍手等で承認の態度を表すよう促す。	【思考・判断・表現】 (ワークシート、発言、観察)
終末 (5分)	7 互いを尊重し安心してインターネットやSNS等を利用するために、実践しようと思うことを各自で考え、ワークシートに書く。	○互いを尊重し、安心してインターネットやSNS等を利用するための実践について、多様な意見を基に意思決定を促す。 ○インターネットやSNS等を利用する時も、日常においても他者を尊重し、よりよい人間関係づくりに取り組むことを確認する。	

8 事後の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
意思決定したことを日々、意識して実践できているか、学期ごとの振り返りの時間に確認する。	意思決定したことを日々、意識して実践しよう働きかける。	互いを尊重したインターネットやSNS等の利用に取り組み、よりよい人間関係を形成しようとしている。 (アンケート)

9 その他

(1) スライド

「ネット、SNSの落とし穴」(高知県ネット教材作成委員会)

(2) 事前アンケート(例)

「インターネット利用に関するアンケート」

- 1 携帯電話・スマートフォンを利用していますか？
 < ここから下は、利用している人のみ >
- 2 携帯電話・スマートフォンの1日の利用時間は、どれくらいですか？
- 3 携帯電話・スマートフォンの利用について、家族と何か約束をしていますか？
 また、それを守っていますか。
- 4 携帯電話・スマートフォンで、インターネットを利用していますか。
- 5 携帯電話・スマートフォンで、LINEやTwitter、FacebookなどのSNSを利用していますか。
- 6 携帯電話・スマートフォンを利用して、何かトラブルにあったり、嫌な思いをしたりしたことはありますか。

(3) ワークシート (例)

- 1 スライドを見て気付いたことをメモしましょう。
- 2 今までの自分のインターネットや SNS の使い方を振り返って、問題点とその原因と
思うことを書いてみましょう。
- 3 互いを尊重し、安心してインターネットや SNS 等を利用するために、**友達同士で
大切にしたいと思うこと**を3つ考えてみましょう。
- 4 互いを尊重し、安心してインターネットや SNS 等を利用するために、**友達同士で
大切にしたいと思うこと**を、グループで発表し、メモしましょう。
- 5 各グループの発表内容を基に、互いを尊重し、安心してインターネットや SNS 等を利用するために、自分が実践しようと思うことを書きましょう。

(4) 他の教育活動との関連

- ・情報科「社会と情報」の学習において、インターネットや SNS 等の利用、情報モラルについて知識・理解を補完する。
- ・生徒の実態によって、生徒会活動でも取り上げ、学校全体でのインターネットの適正な利用のためのルールづくりや、PTA と連携を図った家庭におけるルールづくりへと、取組を発展させることも大切である。

(5) 参考資料

- ・平成 27 年度「人権教育推進リーダー育成事業」作成 ホームルーム活動学習指導案「インターネットの上手な使い方」(高知県立高知東高等学校 教諭 鈴木 均)



10 災害と人権（高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人等）

<小学校 総合的な学習の時間>

◆指導事例（第6学年）

1 単元名「地震災害に備え、わたしたちにできること」（全30時間）

2 単元設定の理由【省略】

3 指導観【省略】

4 単元の目標

- ・学校区の地震災害に対する防災を探究していく過程において、地域の人々との関わりの中で、共に命を守るために必要な知識や技能を身に付け、防災に関わる概念を形成できる。

【知識及び技能】

- ・学校区を地震災害から守るための問いを見いだし、地域の実態に応じたよりよい解決を図るといふ課題を設定し、情報を集め、整理・分析して学校区に住む人々に解決方法を提案できる。

【思考力・判断力・表現力】

- ・自分自身も含めた学校区に住む人々の命を守るために、主体的に地域の人々と関わり、より安心・安全な地域となるよう工夫、改善をし、実践しようとする。

【学びに向かう力、人間性等】

5 単元の評価規準

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
<p>①地震災害に関する地域の歴史について知り、防災・減災について地域の人々を守るために工夫していることを理解している。</p> <p>②調査活動を、目的や対象に応じた適切さで実施している。</p> <p>③防災・減災の方法や要配慮者の視点に立った避難所の運営等についての理解は、防災と人権との関係を探究的に学習してきたことの成果であることに気付いている。</p>	<p>①目的を達成する課程において、自ら課題を見付けている。</p> <p>②地震災害について課題を設定し、調べた事象を比較したり、関連付けたりして課題解決に向けて整理・分析している。</p> <p>③視点を明確にして問題状況における事実や関係と、整理した情報を関連付けたり、多面的に考察したりして理解し、多様な情報の中にある特徴を見付けることができる。</p> <p>④相手や目的、意図に応じ、工夫してまとめ、表現することができる。</p>	<p>①調べたことを整理したり、まとめたり、発表したりすることに進んで取り組もうとしている。</p> <p>②自分と違う意見や考えのよさを生かしながら協働して学び合おうとしている。</p> <p>③課題解決に向けて、地域のさまざまな人々のことを想定して学習に取り組み、地域の一員として自分ができようことを考え、見つけようとしている。</p>

6 人権教育の視点

- ・防災・減災を実現した学校区づくりに、地域の人々と協力しながら積極的に参加・参画しようとする。
- ・要配慮者（高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人等）についての学びを通じて、人権意識を育むとともに、様々な人々と地域で共に生きていくために、自分ができることを考え実践しようとする態度を養う。

7 指導と評価の計画（全30時間）

	課程	○学習活動 ・「」児童の思考や願い	評価規準			評価方法
			知	思	態	
小 単 元 1	課題設定 1・2	<p><u>私たちの地域再発見</u></p> <p>○自分たちが住んでいる地域の環境面について出し合う。</p> <p>*春の遠足で行った、ウォークラリーを想起し、地域探検で気付いたことを出し合う。</p> <p>*春の遠足では、チェックポイントに避難場所や自然災害伝承碑等を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトがでこぼこしている場所があったよ。 ・3年生の時に交流した〇〇さんがいたよ。 ・地域に避難所はいくつもあるんだね。 ・自然災害伝承碑って何だろう？ <p>「私たちの地域にも自然災害があったのか調べてみたい」</p>		①		<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・振り返りシート
	情報収集 3～5	<p><u>〇〇町で起こった自然災害について調べよう①</u></p> <p>○地域で起こった自然災害について調べる。</p> <p>*インターネットや図書室（館）で情報を収集する。</p>	①			<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・振り返りシート
	整理分析 6・7	<p>○調べた情報をもとにして、マップで整理分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安政南海地震が昔、起こったみたいだよ。 ・地震も多いけど、水害も多いみたいだね。 		②		<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・振り返りシート
	まとめ・表現 8・9	<p>○調べた情報を模造紙にまとめ、グループ毎に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害が昔あったことは分かったけど、もし災害があったら地域の人々はどこに避難するのか？ <p>「災害の時、みんな避難することができるのか聞いてみたい」</p>			①	<ul style="list-style-type: none"> ・発表内容 ・記録シート ・振り返りシート
小 単 元 2	課題設定 10	<p><u>〇〇町で起こった自然災害について調べよう②</u></p> <p>○町内（県内）で起こった自然災害の体験談や避難所等についての話を聞く計画を立てる。</p> <p>*児童が連絡する前に、訪問先に趣旨を伝え、事前</p>		①		<ul style="list-style-type: none"> ・記録シート ・発言内容 ・振り返りシート

	<p>情報収集 11～14</p> <p>整理分析 15・16</p> <p>まとめ・表現 17～19</p>	<p>に連絡調整を行うようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害で困ったことはどんなことかな？ ・みんな避難所に行くことができたのかな？ <p>「3年生の時に交流した〇〇さんや町役場の職員の方に聞いてみたい」</p> <p>○地域の方や、危機管理課の方の話を聞いて、市町村や学校区の実態、防災についての取組を知る。</p> <p>*要配慮者（高齢者、障害のある方、妊婦、乳幼児、外国人等）の視点について話をしてもらおう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害伝承碑は自然災害の教訓を私たちに伝えてくれていたんだね。 ・住民一斉の避難訓練や避難所マップ等の取組があることが分かったね。 <p>「調べて分かったことを整理してみよう」</p> <p>○「ブレインライティング」で整理・分析する。</p> <table border="1" data-bbox="395 858 1046 1212"> <tr> <th>【視点1】よい点</th> <th>【視点2】問題点</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">自然災害伝承碑</td> </tr> <tr> <td>過去の災害を知ること で防災対策になる</td> <td>どこにあるのかあまり 知られていない</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地域の環境</td> </tr> <tr> <td>どこに誰が住んでいる かみんなわかっている</td> <td>道幅が狭かったり、ア スファルトがデコボコ しているところがある</td> </tr> </table> <p>「調べて分かったことをまとめて、発表しよう」</p> <p>○調べた情報を模造紙にまとめ、グループ毎に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先人が残してくれた教訓をみんなに伝えることができないかな。 ・誰もがスムーズに避難できる経路を知りたいな。 <p>「〇〇小防災マップを作成しよう」</p>	【視点1】よい点	【視点2】問題点	自然災害伝承碑		過去の災害を知ること で防災対策になる	どこにあるのかあまり 知られていない	地域の環境		どこに誰が住んでいる かみんなわかっている	道幅が狭かったり、ア スファルトがデコボコ しているところがある	②	②	<ul style="list-style-type: none"> ・発言内容 ・記録シート ・振り返りシート <ul style="list-style-type: none"> ・発言内容 ・記録シート ・振り返りシート <ul style="list-style-type: none"> ・発言内容 ・記録シート ・振り返りシート
【視点1】よい点	【視点2】問題点														
自然災害伝承碑															
過去の災害を知ること で防災対策になる	どこにあるのかあまり 知られていない														
地域の環境															
どこに誰が住んでいる かみんなわかっている	道幅が狭かったり、ア スファルトがデコボコ しているところがある														
	<p>課題設定 20・21</p>	<table border="1" data-bbox="424 1616 1056 1699"> <tr> <td style="text-align: center;">地域の避難場所・避難経路を〇〇小校区安全マップにまとめよう</td> </tr> </table> <p>○地域の防災対策に取り組んでいる人々に聞き取りを行うとともに、避難場所・避難経路をまとめる際、地域の実状も併せてまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所や避難経路が狭いところをはっきりさせよう。 ・避難場所までの距離が遠い人や、自力で避難が難しい人がいるよ。 <p>「地域の人々のために自分たちは何ができるんだろう？」</p>	地域の避難場所・避難経路を〇〇小校区安全マップにまとめよう	②	①	<ul style="list-style-type: none"> ・発言内容 ・記録シート ・振り返りシート 									
地域の避難場所・避難経路を〇〇小校区安全マップにまとめよう															

小 単 元 3	整理分析 22～28 【本時】	○これまで学習してきたことを、「誰に」「どのような形で」伝えるかについて話し合う。 *自分たちの防災対策について、市の危機管理課の人に聞いてもらいアドバイスをいただく。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 地域のために自分たちができることは何か考えよう </div> <ul style="list-style-type: none"> ・○○小校区安全マップについて、みんなに知ってもらいたいね。 ・自然災害伝承碑に書かれていることを自分たちの言葉で伝えたいね。 「自分たちのまとめた防災対策を学習発表会で地域の方に向けて発信しよう」	③	②	・発言内容 ・記録シート ・振り返りシート
	まとめ・表現 29・30	○自分たちのまとめた防災対策を学習発表会で地域の人々に向けて発信する。	③	④	・発言内容 ・振り返りシート

8 本時の指導（28／30）

（1）本時の目標

自分たちの考えを伝えるために、地域の人々や下級生など、伝える人の立場に立った分かりやすい提案方法を考え、選び、活動の見通しをもつ。

（2）本時の評価規準

課題解決に向けて、地域のさまざまな人々のことを想定して学習に取り組み、地域の一員として自分ができることを考え、見付けようとしている。 【学びに向かう力、人間性等】

（3）学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準【観点】 (評価方法)
導 入 (5)	1 前時までの学習を振り返る。 2 本時のめあてを確認する。	・単元の結末にあたる「学習発表会」で提案するための学習であることを確認する。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 地域のために自分たちができることは何か考えよう </div>			
展 開 (30)	3 みんながまとめた提案方法を確認する。	・みんなが調べた内容の中で、自分たちの提案に用いることができる内容を考えながら見て回らせる。 ・前半は個人で確認させ、後半はグループごとに確認させる。	

	<p>4 最適な提案方法について話し合う。</p> <p>5 今後の計画を立てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループで提案内容を確認し、伝えるための最も有効な方法を考えさせ、発表までの計画をワークシートに記入させる。 ・学習全体の見通しをもって活動することができるようにする。 	<p>課題解決に向けて、地域のさまざまな人々のことを想定して学習に取り組み、地域の一員として自分ができることを考え、見つけようとしている。</p> <p>【学びに向かう力、人間性等②】</p>
<p>まとめ (10)</p>	<p>6 本時のまとめをする。</p> <p>7 本時の振り返りをする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・振り返りを通して、「学習発表会」への意欲と見通しをもたせる。 	



11 性的指向・性自認〈小学校 特別活動〉

◆指導事例（第4学年）

1 題材

女らしさ、男らしさってなんだろう？

学級活動（2）イ よりよい人間関係の形成

2 題材について

（1）児童の実態【省略】

（2）題材設定の理由【省略】

3 第3学年及び第4学年の評価規準

よりよい生活を築くための知識・技能	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度
社会の中にある固定的な思い込みや先入観に気付き、「自分らしく」生きることの意義を理解している。	日常生活によくある言動の中に問題が含まれていることに気付き、自らの解決方法を意思決定し、実践している。	価値観の多様性を認め、お互いを尊重しながら生活しようとしている。

4 人権教育の視点

社会の中にある固定的な思い込みや先入観に気付き、「自分らしく」生きることの意義を理解する中で、価値観の多様性を認め、お互いを尊重しながら生活しようとすることができようにする。

5 事前の指導

児童の活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
事前アンケートに記入する。	これまでの生活を振り返る時間を設け、課題への意識を高められるようにする。	事前アンケートに記入し、これまでの自分の生活で経験したことを振り返ることができている。

6 本時のねらい

身の回りで男女によって分けられているものについて考えることを通して、性差に関する固定的な思い込みに気付き、互いの個性を尊重し合い、よりよい人間関係を築こうとすることができるようにする。



7 本時の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準【観点】 (評価方法)
導入 つかむ (5)	1 事前アンケートの結果から、生活の中で、「女らしさ」「男らしさ」を意識する場面があることを知る。 ・本当は違う色がよかったのに、「女の子はピンク色ね」と言われ渡された。 ・「男の子だったらいつまでもクヨクヨしないの」と言われた。 ・男女別の名簿や整列	○クラスの中でも、「女」「男」と区別して考えていることがないか、想起できるようにする。 ○事前アンケートで、実態把握を行い、全体の場で発表してもよい内容について取り上げるようにする。	
展開 さぐる (15) 見つける (15)	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">「自分らしさ」について考えよう</div> 2 アンケート結果の自分たちが感じている「女らしさ」「男らしさ」から気付いたこと等を発表する。 女らしさのイメージ ・やさしい →やさしい男の子もいるよ。 ・大きな声を出さない →元気な人もいるよ。 男らしさのイメージ ・青色が好き →青が好きな女の子もいるよ。 ・ズボンをはいている →女の子もジーパンをはくよ。 3 女/男らしさにとらわれず、自分らしさを表すもの(好きなもの)を発表する。 ・ショートカットがよく似合うところ。 ・サッカーチームのピンクのユニフォームを着て試合をすると、元気がでるよ。	○身の回りの生活で固定観念化されている事例の殆どが性別ではなく、個性による違いであることに気付くようにする。 ○「女らしさ」「男らしさ」という固定観念に気付かせるともに、一人一人好きなものが違うことを確認する。	※生活の中にある固定的な思い込みや先入観に気付き、一人一人の違いは「個性」であることを理解する。 【知識・技能】 (発言、記録シート) ※男女の区別なく、自分らしさを尊重し、よりよい人間関係を築くために、自分ができることを考えている。 【思考・判断・表現】 (発言、記録シート)

	4 自分も他者も自分らしさを大切に生活するために大切なことをグループで話し合い、発表する。	○それぞれが考えた自分なりの生き方を交流することにより、「男」「女」で生き方を決定するのではなく、自分らしく生きることが大切であることに気付くことができるようにする。	
まとめ 決める (10)	5 本時を振り返り、自分の今後のめあてをもつ。	○本時を振り返り、これから自分がどんなときにどのような行動をとるか、具体的なめあてになるように助言する。	

8 事後の指導

児童の活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
学期末にアンケートを行い、自己共に「自分らしく」過ごせているか振り返りを行う。	事後に振り返る機会を設定し、実践化に向けて継続した取組になるように助言する。	これまでの自分の生活を振り返り、自分らしさを大切にするとともに、友だちについてもその人らしさを認めていこうとしている。 【態度】(学期末アンケート)

9 その他

(1) 事前アンケート (例)

女らしさ、男らしさってなんだろう？

- 1 「女のくせに」の後につづく言葉を知っているだけ書いてください。(自由記述)
- 2 「男のくせに」の後につづく言葉を知っているだけ書いてください。(自由記述)
- 3 「女のくせに」「男のくせに」という言葉を言われたり、聞いたりしたことがありますか？
ある ・ ない
- 4 「ある」に○を付けた人に聞きます。その時、どんな気持ちになりましたか？(自由記述)

(2) 出典・参考資料

埼玉県教育委員会 「性同一性障害をはじめとした性的マイノリティ」(多様性の尊重・共生 6-②)
平成 29 年

宝塚市教育委員会 『『ありのままに自分らしく』互いに認め合える学校園所をめざして～性の多様性について考える～』 平成 30 年

12 性的指向・性自認〈中学校 特別活動〉

◆指導事例（第2学年 学級活動）

1 題材

性の多様性 自分らしさって何？

活動内容（2）ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

2 題材設定の理由

近年、「性的指向・性自認」についての社会的関心が高まっており、度々メディア等でも取り上げられているが、その理解については十分に進んでいるとはいえない状況である。その割合は、調査によっては、国内人口の10.0%（2019年LGBT総合研究所）、約10人に1人が性的マイノリティとされており、学級の中にも存在するという認識をもつことが求められている。

性的マイノリティについては、社会の偏見や差別がみられる現状や、正確な情報を得にくい環境、身近にロールモデルがないことなどにより、自分の気持ちを周囲に打ち明けることができず、孤立感を感じたり、自尊感情を高めたりすることが難しい生徒も存在すると考えられる。また、いじめや不登校等との関連も指摘されており、学校においても自他の個性を尊重する一層の取組が必要である。

本題材の学習を通して、互いの違いやその人らしさを認め、「多様な性」の在り方に関心を持ち、正しい知識を身に付けるとともに、「自分らしさ」を大切に、よりよい人間関係づくりをしようとする温かで柔軟な考えと態度を育成したい。

3 指導観【省略】

4 評価規準

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
学校生活や社会生活において、 互いを尊重し合うことの重要性 について理解している。	学校生活において自己の成長に 関する課題を見だし、他者と 協働して課題解決に向けて意思 決定し、実践している。	自他の個性を肯定的に捉え、自 他のよさや可能性に気づき、そ れらを生かして協力し合える人 間関係を形成しようとしている。

5 事前の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
性の多様性に関するアンケート に記入する。	これまでの生活を振り返る時間 を設け、自他の違いを認め合う 意識を高められるようにする。	互いを大切に思い合い、違いを 認め合う意識を高められる人間 関係を形成しようとしている。

6 人権教育の視点

多様な性についての理解を深め、性的マイノリティの人の心情を共感的に受容できるための想像力や感受性を育むとともに、多様性を認め尊重し合う関係づくりに向けた意欲や態度を養う。

7 本時のねらい

「性の多様性」を正しく理解するとともに、自他の違いを認め合い、尊重することの重要性や誰もが大切にされる学校生活について考えることができるようにする。

8 本時の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準【観点】 (評価方法)
【導入】 つかむ (5分)	1 本時の活動を知る。	・学習の流れが分かるようにする。	
	2 アンケート結果から「男らしさ」「女らしさ」という視点で自他を評価していることを知る。	・当事者が学級にいるという前提で、理解や考えを深めることを確認する。	
「性の多様性」について考えよう			
【展開】 さぐる (35分)	3 「性のあり方」には4つの視点があることを知る。 ・体の性、心の性、好きになる性、表現する性	・性は男女の2つに分かれるだけでなく、多様であることに気付くことができるようにする。	「性の多様性」を正しく理解している。 【知識・技能】 (授業態度、発言)
	4 性的マイノリティの置かれている現状を理解する。	・周囲の人の冷やかしやからかいが、マイナスになることに気付くことができるようにする。	
	5 みんなが自分らしく尊重されるために大切なことを話し合う。 ・班で分かれて話し合う。 ・各班より話し合いの結果を発表する。	・自他の違いが「個性」であり、「自分らしさ」であることに気付くことができるようにする。	自他の違いを認め合い、尊重することの重要性や、誰もが大切にされる学校生活について考えている。 【思考・判断・表現】 (授業態度、発言、ワークシート)
	6 他者の意見を聞き、これまでの自分自身の言動や行動を振り返る。	・自分のことを振り返り、ワークシートに記入するように伝える。	

【まとめ】 決める (10分)	7 実践目標を設定する。	・今後の学校生活において実践していきたいことを意思決定し、ワークシートに記入する。	
	8 先生の話を書く。	・LGBT/SOGI について理解させる。 ※P.51 参照	

9 事後の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
意思決定したことを実践できたかを、1週間後の終学活等の時間で定期的に確認する。	意思決定したことを実践することの大切さを指導する。	自他の個性を尊重し、互いを認め合う言動を取っている。 【思考・判断・表現】 (発言・ワークシート)

10 その他

(1) 事前アンケート (例)

性の多様性についてのアンケート

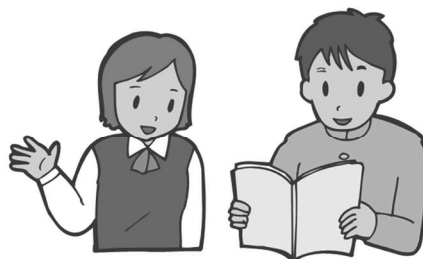
- 1 学校生活の中で「男らしさ」「女らしさ」を意識する場面はありますか？
ア～エから1つ選んで、○をしてください。
ア ある イ 少しある ウ あまりない エ ない
- 2 問1でア、イと答えた人に聞きます。それはどのような場面ですか？(自由記述)
- 3 問2の場面において、どのようなことを意識しますか？(自由記述)

(2) 出典・参考資料

倉敷市教育委員会 「性の多様性を認め合う児童生徒の育成Ⅱ」 平成30年

埼玉県教育委員会 「性同一性障害をはじめとした性的マイノリティ」(多様性の尊重・共生6-②)
平成29年

宝塚市教育委員会 『『ありのままに自分らしく』互いに認め合える学校園所をめざして～性の多様性について考える～』 平成30年



13 性的指向・性自認〈高等学校 特別活動〉

◆指導事例（第2学年 ホームルーム活動）

1 題材

多様な性について理解し、互いを尊重し合う人間関係について考えよう。

ホームルーム活動の内容（2）ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

2 題材について【省略】

（1）生徒の実態

（2）題材設定の理由



3 評価規準〔ホームルーム活動（2）「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」〕

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全といった、自己の生活上の課題の改善に向けて取り組むことの意義を理解している。 ・ 適切な意思決定を行い実践し続けていくために必要な知識や行動の仕方を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の生活や学習への適応及び自己の成長に関する課題を見いだしている。 ・ 多様な意見を基に自ら意思決定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者への尊重と思いやりを深めてよりよい人間関係を形成しようとしている。 ・ 他者と協働して自己の生活上の課題の解決に向けて悩みや葛藤を乗り越えながら取り組もうとしている。 ・ 人間としての在り方生き方についての自覚を深め、将来にわたって自他の健康で安全な生活づくりに配慮しようとしている。

4 人権教育の視点

性的マイノリティをめぐる人権問題や性的マイノリティを自認する人々の心情について理解を深め、互いの多様性を認め尊重し合う関係づくりや社会づくりに向けた意欲や態度を養う。

本題材は、知識的側面の「自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解」および価値的・態度的側面の「人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚」、技能的側面の「人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能」「他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能」などを身に付けることを目指している。

5 事前の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
多様な性に関する学習の振り返りをシートに書く。	多様な性や自身の性の在り方について改めて意識させる。	多様な性や自身の性の在り方について関心をもっている。

6 本時のねらい

- ・性的マイノリティの人々の置かれている状況を知り、その心情に寄り添った適切な関わりが必要であることが理解できる。【知識・技能】
- ・多様な性の存在を前提として、互いを尊重し合うよりよい人間関係を築くための行動について考える。【思考・判断・表現】

7 本時の展開

	生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
導入 (5分)	1 学習課題をつかむ。 ・これまでの学習の振り返りシートの内容から、多様な性の在り方について友だちの考えを知る。	○振り返りシートの内容から多様な性の在り方について関心をもたせる。 ○性的マイノリティの人々は、クラスや学校にも居ることを前提として本時に臨むことを確認する。	
<p>多様な性について知り、誰もが尊重され学校生活を送るために大切にしたいことを考えよう</p>			
展開 (40分)	2 Aさん(性的マイノリティ当事者)の手記を読み、性的マイノリティの人々が置かれている状況や心情を知る。(5分) 3 Aさんが生きづらさを感じている理由や、Aさんの生き方から学ぶところを考える。(17分) ・ワークシートに書く。 ・全体で発表する。 4 性的マイノリティの人々が尊重される社会づくりのための国内外の動きを知る。(3分) ・オリンピック憲章 ・同性婚 ・パートナーシップ条例 ・人権擁護関連法への明記 ・文部科学省の通知 等	○自分だったらどのように感じるか、心情を考えながら読むように促す。 ○性的マイノリティ当事者の生きづらさは、本人の責任ではなく、周りの人々や社会の問題であることに気付かせる。 ○自分らしく生きようとする姿への尊敬の念や、仲間になりたいという思いを導き出す。 ○誰もが尊重される社会づくりが国内外で進められていることを理解させる。	◆性的マイノリティの人々の置かれている状況を知り、その心情に寄り添った適切な関わりが必要であることを理解している。 【知識・技能】 (ワークシート、発言)

	5 性的マイノリティの人々を含む誰もが尊重された学校生活を送るために、大切にしたいことを考える。(15分) ・グループで話し合う。 ・グループごとに全体で発表する。	○誰もが尊重され学校生活を送ることができるという点を確認して、考えさせる。	◆多様な性の存在を前提として、互いを尊重するよりよい人間関係を築くための行動について考えている。 【思考・判断・表現】 (ワークシート、発言)
終末 (5分)	6 誰もが尊重され、学校生活を送ることができるよう、自分が実践しようと思うことを考え、ワークシートに書く。	○互いの多様性を尊重し認め合う心を深め、よりよい人間関係を築くための自分の実践について、多様な意見を基に意思決定するよう促す。	

8 事後の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
意思決定したことを実践できているか、学期の振り返りの時間等で定期的に確認する。	日頃から、多様な性を前提とした学校生活を送ることが重要であることを意識させる。	多様な性の存在を前提として、互いを尊重するよりよい人間関係を築くための行動について考え、実践している。 【態度】(観察)

9 その他

(1) ワークシート (例)

- 1 Aさんの手記を読んで、次のことを考えて書きましょう。
(1) Aさんがこのような状況や気持ちになっているのはどうしてだと思いますか。
(2) Aさんの生き方についてどんなことを感じますか(どのような言葉をかけますか)。
- 2 性的マイノリティの人々を含む誰もが尊重され、学校生活を送ることができるよう、大切にしたいことを考えて書きましょう。
- 3 2のことについて、グループで出された意見をメモしましょう。
- 4 各グループの発表内容を基に、誰もが尊重され、学校生活を送ることができるよう、自分が実践しようと思うことを、ワークシートに書きましょう。

※この題材については、家庭基礎や現代社会、政治・経済等において知識・理解を深め、ホームルーム活動で自身の生活における言動を考えるなど、関連付けて学ぶことが大切である。
本時は、**多様な性の在り方について知識・理解を深める学習を事前に行っていることを前提として作成**している。

(2) 参考資料

監著 日高庸晴 「パワポ LGBTQをはじめとするセクシャルマイノリティ授業」
少年写真新聞社 令和元年
淀川区区役所、阿倍野区役所、都島区役所 3区合同LGBTハンドブック
「性はグラデーション～学校の安心・安全をどうつくる? どう守る?～」平成27年

(ア) 性的指向・性自認について

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。

性的少数者に対して「LGBT」という総称を用いることもあります。「L」はレズビアン（女性の同性愛者）、「G」がゲイ（男性の同性愛者）、「B」がバイセクシャル（両性愛者）、「T」がトランスジェンダー（心と身体の性の不一致）をいう英語の頭文字から作られた言葉で、一般的にも広まってきています。「LGBT」のうち「L」「G」「B」は性的指向を、「T」は性自認に類型されます。その他、自分の性的指向や性自認が「はっきり定まっていない」、「決めたくない」（クエスチョニング）など、「LGBT」の類型に含まれない人もいます。民間の調査では、性的少数者は日本の人口の約8%～約10%という結果も出ています。

また、「性的指向・性自認（Sexual Orientation and Gender Identity）」の頭文字をとって、「SOGI」という表現も使用されています。この背景には、「LGBT」という類型に含まれなかった人々も含めて、性の問題を全ての人にとっての人権課題として捉えられるようにという考えがあります。

同性愛者や両性愛者の人々は、差別的あるいは侮辱的な扱いを受け、場合によっては職場を追われることさえあります。また、生物学的な性と性自認とが一致しない人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。（SOGIハラスメント）

このような差別や偏見について、不当なことであるという認識が広がっていますが、現在でも人権侵害が起きている状況があります。

(イ) 取組の方向性

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、多様な性について理解を深める教育を行うとともに、誰もが協調して生きる態度の育成を図る必要があります。

また、教職員自身の理解を深め、児童生徒に適切な支援を行えるよう、トイレ、着替え、制服など、当事者である児童生徒が不安な思いをしないように環境を整えるなど、校内支援体制の充実を図る必要があります。

平成 16（2004）年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」
平成 20（2008）年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正
平成 27（2015）年	「第4次男女共同参画基本計画」
平成 28（2016）年	「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」

(学習の参考)

- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（平成 27 年 4 月）文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/___icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf
- ・性の多様性について考える 法務省人権擁護局HP http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html

14 その他の人権課題（北朝鮮当局による拉致問題等）〈高等学校 公民〉

◆指導事例（第1学年 現代社会） ※現行の学習指導要領（平成21年度告示）準拠

学習指導要領における指導事項等

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

1 単元名

第2編 現代社会と人間としてのあり方生き方

第4章 国際政治の動向と日本の役割

⑧ 日本の役割と私たちの生き方

2 単元について

○単元観

社会のグローバル化、少子高齢化、情報化など社会の急速な変化が進む中、現代社会をとらえる枠組みを身に付けると同時に、現代社会について倫理や社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解することが求められている。また、これらの学習と関連付けて、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察することが重要である。

第2編では、青年期と自己形成、現代の民主政治、法の意義と役割、現代経済と福祉、国際社会と人類の課題を取り上げ、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。

現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに、人間としての在り方生き方について考察する力を身に付けることを目指す。

○生徒観【省略】

○指導観【省略】

3 単元の目標

グローバル化が進展する国際社会における政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献、経済における相互依存関係の深まり、地域的経済統合、南北問題など国際社会における貧困や格差について理解させ、国際平和、国際協力や国際協調を推進する上での国際的な組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考察させる。

4 単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	資料活用の技能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 国際社会における政治や経済の諸問題に対する関心を高め、それらを意欲的に追究し、国際社会における日本の果たすべき役割および日本人の生き方について考察しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際社会の動向や諸問題から課題を見だし、国際平和や国際協力、国際協調の必要性及び国際的な組織の役割について幸福、正義、公正などを用いて多面的・多角的に考察している。 国際社会における日本の果たすべき役割および日本人の生き方について社会の変化やさまざまな立場、考え方をふまえて公正に判断して、その過程や結果をさまざまな方法で適切に表現している。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際社会の動向や諸問題に関する諸資料をさまざまなメディアを通して収集し、学習に役立つ情報を適切に選択して、効果的に活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際社会の動向、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、日本の安全保障と防衛および国際貢献、地域の経済統合、南北問題など国際社会における貧困や格差、国際的な組織の役割について理解し、その知識を身に付けている。

5 人権教育の視点

日本が国際社会において果たす役割について、人権尊重の視点から考えることが重要である。特に東アジアの一員としては、国境を越えた基本的人権の保障に関わる課題として「北朝鮮当局による拉致問題等」に着目し、どのような人権問題であるのかを理解するとともに、拉致被害者やその家族の痛みを共感する心情や、国際社会の一員として問題の解決を身近に捉えようとする態度を育む。

指導にあたっては、拉致に関与しない北朝鮮の国民や在日朝鮮人に対する差別を生まないよう配慮を行う。

本単元では、知識的側面の「人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識」および価値的・態度的側面の「人権の観点からの自己自身の行為への責任感を負う意志や態度」、技能的側面の「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」などを身に付けることを目指している。

6 本時の指導（7／7時）

（1）本時の目標

- 日本の外交の原則と国際社会でこれまで果たしてきた役割について理解する。
- 国際社会の一員として、今後日本が果たす役割と私たちの生き方について考察する。

（2）本時の評価規準

- 日本の外交の原則と国際社会でこれまで果たしてきた役割について理解している。

【知識・理解】

- 国際社会の一員として、今後日本が果たす役割と私たちの生き方について考察している。

【思考・判断・表現】

（3）準備物

- 資料

(4) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準 【観点】(評価方法)
導入 (5分)	<p>1 本時の学習の内容を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の外交の三原則を理解する。 ①国連中心主義 ②自由主義国との協調 ③アジアの一員としての立場の堅持 	<p>○日本の外交の三原則に沿って、国際社会で日本が果たす役割について考えるよう提起をする。</p>	
<p>国際社会で今後、日本が果たす役割について考えよう</p>			
展開 (35分)	<p>2 日本の外交</p> <p>(1) 日本の外交の歴史と課題について理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②自由主義国との協調 ・アメリカとの関係を中心とした外交関係の展開。 ③アジアの一員としての立場の堅持 ・近隣諸国との友好関係、経済協定締結。 ・戦後補償、拉致問題の課題。 <p>※解決すべき課題について、資料等を基に問題点を確認し、ペアで話し合う。</p> <p>(2) 国際社会における日本の役割について理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国連中心主義 ・国連分担金の負担、PKO 参加等の協力。 	<p>○日本の外交の三原則に沿って、歴史と課題を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二次世界大戦後、日本とアメリカとの外交関係の深化を理解させる。 ・今後、アジア諸国との友好関係を深めるために解決すべき課題があることを理解させる。 ・拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、基本的人権の保障が国境を越えた人類共通の課題であることを理解させる。 ・一刻も早い問題解決とそのためにも国民の関心の高まりが必要であることについて考えを深めさせる。 <p>※日本人拉致は北朝鮮当局によるものであり、北朝鮮の国民や在日朝鮮人の人々には責任はないことを説明する。</p> <p>○日本には、経済援助に留まらず、人的援助や地球的課題への積極的な関与が求められていることを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本の外交の原則と国際社会でこれまで果たしてきた役割について理解している。 <p>【知識・理解】 (観察、発言)</p>

	<p>3 国際社会における私たちの生き方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本時の学習を振り返り、国際社会における日本の役割について考える。 ・グループで話し合う。 	<p>○世界で唯一の被爆国としての立場を踏まえて、日本や私たちにできることを考えさせる。</p>	<p>・国際社会の一員として、今後、日本が果たす役割と私たちの生き方について考察している。</p> <p>【思考・判断・表現】 (観察、発言)</p>
まとめ (5分)	<p>4 本時の学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自、本時の振り返りを行う。 	<p>○生徒から出された言葉を用いて本時の学習内容をまとめる。</p> <p>○次時の学習内容を予告する。</p>	

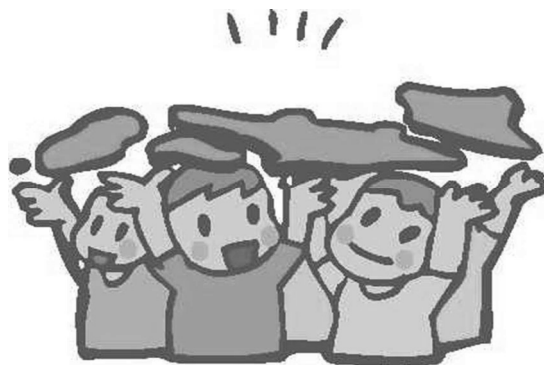
7 参考資料

- ・「北朝鮮による日本人拉致問題」(拉致問題対策本部HP)
- ・「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」(法務省) Q&Aのページ



● 巻末資料 ●

- 高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）本文
- 人権に関わる年表



高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）本文

第1章 高知県人権教育推進プランについて

1 人権教育推進プランとは

高知県人権教育推進プランは、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」※1に基づき、高知県教育委員会としての人権教育を基盤とした、高知県の教育施策の方向性や、就学前教育、学校教育、社会教育の分野における取組を、明記したものです。また、推進プランに掲げる人権尊重の理念や具体的な取組等については、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や、高知県教育振興基本計画に位置付け、一体となって人権教育を推進していきます。

2 人権教育推進プラン改定の背景

高知県人権教育推進プランは、平成15年に策定され、3度の改定を経て現在に至っています。この間、新たな人権課題が位置付けられるなど、人権教育をめぐる動向は変化してきました。

国際的な動向としては、「人権教育のための国連10年」※2の取組の終了後、世界的規模で人権教育をさらに発展させるために「人権教育のための世界計画」※3が平成17(2005)年からスタートしています。この世界計画は、人権教育の具体的な行動計画を数年ごとの段階（フェーズ）に分けて示したものです。現在は第3段階【平成27～31(2015～2019)年】として、第1段階【平成17～19(2005～2007)年、2年間延長】・第2段階【平成22～26(2010～2014)年】の取組の一層の強化やメディア専門家、ジャーナリストを重点対象とした行動計画が示され、人権教育の推進が図られています。

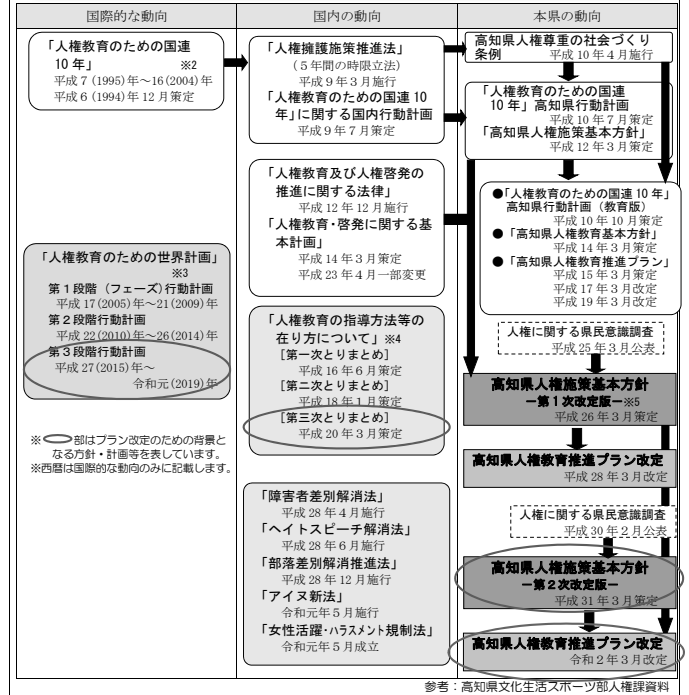
また、国内の動向としては、学校教育における人権教育をより充実させるため、平成20年3月に文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」※4が公表され、それに基づく取組が進められています。さらに平成28年には、4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が、相次いで施行されました。また、令和元年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」が施行され、さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（女性活躍・ハラスメント規制法）」が成立しています。

本県の動向としては、“全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり”をキーワードとして、平成26年に人権施策を推進するための「高知県人権施策基本方針 第1次改定版」※5が策定され、県民に身近な7つの人権課題※6に加えて、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の3つが新たに位置付けられました。平成31年には、「高知県人権施策基本方針 第2次改定版」が策定され、第1次改定以降の人権に関する法律や計画等の内容を盛り込むほか、県の取り組む人権課題に「性的指向・性自認」が新たにに加えられ、県民に身近な人権課題が11となり、さらに充実した施策の推進に取り組むこととなりました※7。高知県教育委員会では、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や高知県教育振興基本計画に基づき、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域や教育行政など、全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて子どもたちを育成していく取組を進めています。

このような国内外の状況を踏まえ、人権教育のさらなる充実を図るという視点から、高知県人権教育推進プランの改定を行いました。平成28年の改定に引き続き、次のようなポイントに沿って作成をしています。

改定のポイント

- 1 人権を取り巻く社会状況の変化や、国及び高知県における人権施策等に対応したものとします。
 - 2 県民の皆様や教職員に対して簡潔でわかりやすいものとします。
 - 3 高知県教育振興基本計画等との一体化を図るとともに、具体的な取組を拡充し、実効性のあるものとします。
- 以上の3つのポイントを踏まえ、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育を推進します。



※1 「高知県人権教育基本方針」

平成14年に高知県教育委員会策定したもので、あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組むという方針を定めている。

※2 「人権教育のための国連10年」：平成7(1995)年～16(2004)年

国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らして人権教育に取り組むことによって世界中に「人権文化」(*)を構築し、全ての人の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としている。
この国連の行動計画では、「人権教育」について「知識と技術の伝達及び態度の形成を通し、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されている。
*「人権文化」

「人権」という普遍的な文化と同義。「人権教育のための国連10年」では、その基本理念として「人権」という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重し合う暮らしのなかの一つの文化(人権文化)として、当たり前に持っている社会の在り方のことである。
参考：高知県人権施策基本方針 第1次改定版

※3 「人権教育のための世界計画」

「人権教育のための国連10年(1995～2004年)」の終了を受け、平成16(2004)年4月、第59回国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議(平成16(2004)年7月1日)」が無投票で採択された(我が国は共同提案国)。「人権教育のための世界計画」では、終了期限を設けずに段階(フェーズ)及び行動計画を策定している。

第1段階行動計画 平成17(2005)年～19(2007)年、2年延長 平成20(2008)年～21(2009)年
：初等中等教育における人権教育の行動計画。学校関係者(児童生徒、教員、職員、経営者及び保護者)のための教育及び研修を促進する計画。

第2段階行動計画 平成22(2010)年～26(2014)年
：「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊のための人権研修」を促進する計画。

第3段階行動計画 平成27(2015)年～31(2019)年
：「メディア専門家、ジャーナリストを重点集団とする」とともに、学校及び学校外の人権教育及び研修において、教育者、特に子どもや若者と関わる教育者」に人権研修を促進する計画。
参考：外務省HP URL: <http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/jinken/kyokui/>

※4 「人権教育の指導方法等の在り方について」

【第一次とりまとめ】平成16年6月策定
「人権教育とは何か」について、わかりやすく提示するとともに、学校教育における人権教育の現状について、「知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題」があるとして、人権教育の改善・充実についての基本的な考え方や目標、指導の改善充実に向けた視点を示している。

【第二次とりまとめ】平成18年1月策定
指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供している。第一次とりまとめを踏まえて、学校としての組織的な取組と関係機関等との連携や、人権教育の内容及び指導方法等、学校及び教育委員会における研修等の取組について示している。

【第三次とりまとめ】平成20年3月策定
第二次とりまとめが示した理論的理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載(「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編)している。人権に関する知的理解を大切にしつつ、人権感覚を育み、様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにすることを目標とし、より具体的な指導方法の改善・充実に向けた内容を示している。
参考：文部科学省HP URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/index.htm

※5 高知県人権施策基本方針 第1次改定版

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画と「高知県人権施策基本方針」を一本化する形で平成26年3月に策定されたものであり、人権教育・啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、県民に身近な10の人権課題を解決していくための推進方針と関係部署の具体的な取組を示している。

※6 県民に身近な7つの人権課題

平成10年4月に施行された「高知県人権尊重の社会づくり条例」で示された同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人の人権課題のことである。

※7 「高知県人権施策基本方針 第2次改定版」身近な11の人権課題ごとの県の施策の推進方針参照

人権課題	県の施策の推進方針
同和問題	同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を図ります。 同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進
女性	家庭や職場、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、女性が安全安心に生活できる。女性の権利が男性と対等平等に尊重される社会の実現を図ります。 ①男女が互いに人権を尊重する教育・啓発の推進 ②あらゆる分野への女性の社会参加の推進 ③女性に対するあらゆる暴力の根絶
子ども	子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いに人権を尊重する社会の実現を図ります。 ①子どもの人権を尊重した教育の推進 ②子ども自身が自他を大切に、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進 ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進 ④子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進 ⑤親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実 ⑥児童虐待の防止対策の充実
高齢者	高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいをもって生活している社会の実現を図ります。 ①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ②世代を超えた交流やふれあいの機会の充実 ③高齢者の雇用や社会参加の促進 ④高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実
障害者	障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図ります。 ①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のための教育・啓発の推進 ②障害のある子どももいない子どもと共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進 ③障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育の推進 ④障害のある人と交流やふれあいの機会の充実 ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備 ⑥障害のある人の人権擁護・権利擁護に関する取組の充実 ⑦障害のある人への差別解消に向けた取組の推進 ⑧「ひとにやさしいまじろ」の推進
等HIV感染者	患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。 エイズ患者・HIV感染者等 ①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供 ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実

ハンセン病患者等	ハンセン病患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①ハンセン病について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②ハンセン病について正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③ハンセン病患者等への支援体制の充実
外国人	多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。 ①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進 ②外国人との交流やふれあいの機会の充実 ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進
犯罪被害者等	犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進 ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実
インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進 ②インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策の周知
災害と人権	災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 ②人権の視点に立った災害時対応に関する体制づくりの推進
性的指向・性自認	性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。 ①性的多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進 ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制の充実

3 人権教育推進プランの点検と見直し

このプランに掲げる取組については、「高知県人権教育推進委員会」※8で、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)による進捗管理を行い、その結果を「高知県人権教育推進協議会」※9に報告します。

高知県教育委員会は、人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、「高知県人権教育推進協議会」の意見を聞くとともに、「人権に関する意識調査」の結果や人権教育の取組状況などを基にプランの検証を行い、原則として5年ごとに見直しを行います。

※8「高知県人権教育推進委員会」

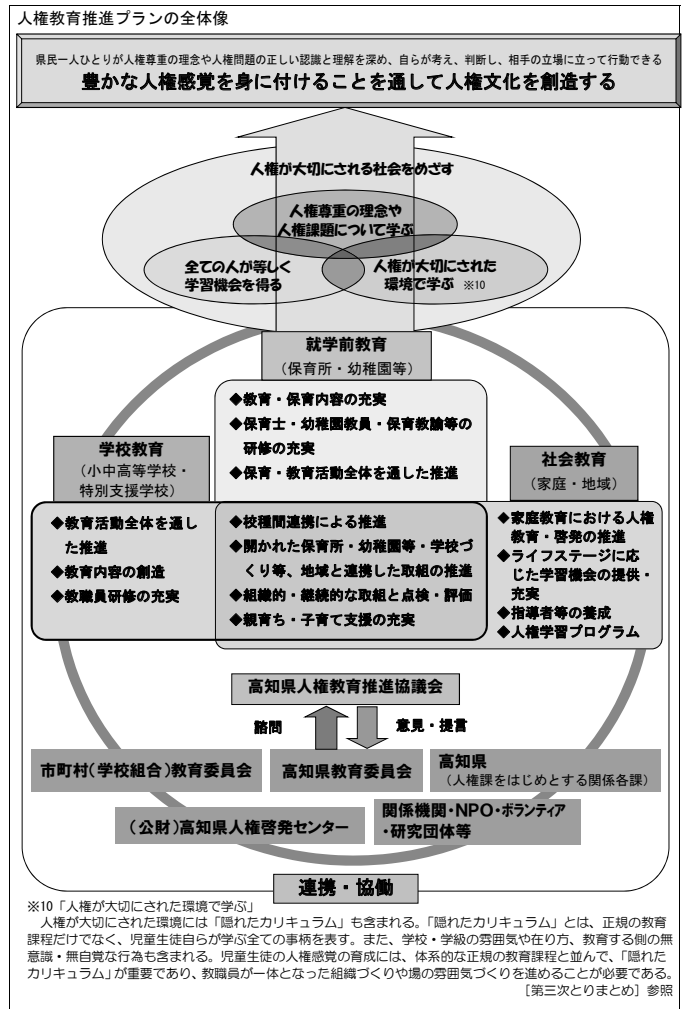
「高知県人権施策基本方針」及び「高知県人権教育基本方針」に基づき、人権教育行政を総合的・効果的に推進するために、高知県教育委員会の事務局内に設置されている委員会のことである(高知県人権教育推進委員会設置要綱 第1条)。

※9「高知県人権教育推進協議会」

高知県教育委員会が、高知県における人権教育を総合的に推進するために設置したもので、次に掲げる事項について協議し、高知県教育委員会に対し意見を述べる役割を担っている。

- (1) 人権教育の推進方針に関すること。
- (2) 人権教育の拡充・強化に関すること。
- (3) その他、人権教育推進に必要な事項に関すること。

参考：高知県人権教育推進協議会設置規程



4 人権教育がめざすもの

“人権”とは、一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできないものです。全ての人は、一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、自分の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと願っています。また、一人ひとりの人権が尊重され、生まれてきてよかったと感じられる人生を送りたいと思っています。



しかし現実には、人権に関する様々な問題が存在しています。“全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会”を実現するために、私たち一人ひとりがあらゆる場の人権教育に積極的に取り組み、その問題を解決していくことが大切です。

5 人権教育を通して育てたい資質・能力

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養※11を目的とする教育活動」であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように」することであると、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)に示されています。

〔第三次とりまとめ〕では、学校における人権教育の目標を、「一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としています。

この目標を達成するためには、人権に関する知的理解と自分の大切さとともに他の人の大切さも認める人権感覚をバランスよく身に付けることが大切です。次ページの図で示しているように、人権に関する知的理解とは、知識的側面について自ら積極的に学ぶことで深まるものです。そして人権感覚は、価値的・態度的側面と技能的側面の学習で高められるものです。

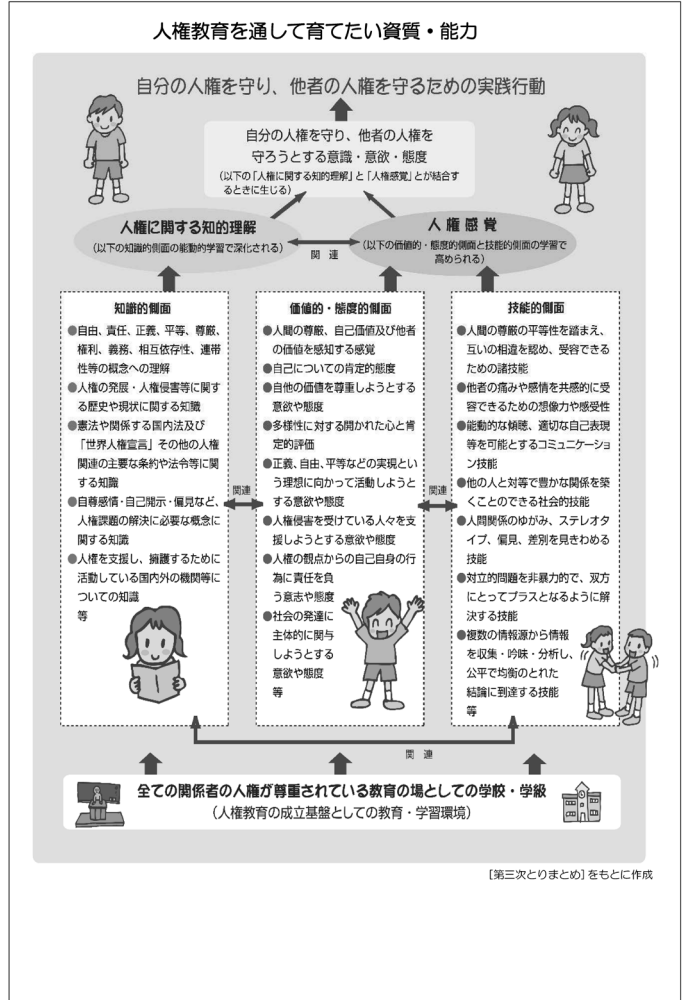
こうした人権に関する知的理解と人権感覚の両方が身に付くことによって、自分や他人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が生まれ、自分や他人の人権を守るための実践行動につながります。

※11 水が物質に自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

6 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものです。

また、人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場の人間関係や全体としての雰囲気などの在り方がきわめて大きな意味をもち、重要な基盤をなします。人権教育が効果を高めるためには、まず、その教育・学習の場自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。



第2章 人権教育の推進について

人権教育は、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会の実現をめざす教育であり、発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深める取組を系統的・継続的・総合的に推進することが必要です。

そのために、学びの連続性の観点から段階に応じて、就学前教育、学校教育、社会教育のそれぞれで実践できるよう、また、それぞれの分野が連携、協働するとともに、関係機関とも連携した取組につながるよう、高知県教育委員会として支援を行い、人権教育を総合的に推進していきます。

1 人権教育の総合的な推進

人権教育は、社会に存在している様々な人権課題の解決を図り、人権が尊重された社会づくりをめざしています。

私たちが自分の能力を十分に発揮し、人権教育がめざす社会をつくり上げていくためには、これまでの歴史のなかで確立されてきた私たちの基本的人権や、その権利を行使することの意義や責任について学ぶことが大切です。

また、現代社会には、様々な差別や偏見があり、基本的人権が守られているとは言えない状況にあります。そして、社会の進展とともに新たな人権課題も生まれてきています。「高知県人権施策基本方針 第2次改定版」では、県の取り組む人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権）に、「性的指向・性自認」を新たに加え、県民に身近な11の人権課題となりました。これら個別の人権課題の解決には、それぞれに固有の歴史や特質などがあることを踏まえて、正しい理解と認識を深めることが必要です。差別の現実や社会の実態から深く学ぶという視点を基本にしつつ、子どもも大人も人権課題について学ぼうとする意欲や関心をもつことができるよう、具体的な取組を実施していくことが重要です。

人権についての知的理解を深めるには、法の下での平等や個人の尊重といった人権について学習する普遍的な視点と、それぞれの人権課題について学習する個別的な視点の両方が必要であり、これらを相互に関連・補強させながら学習を進めることが重要です。

人権教育は、知的理解だけでなく、自らの生活を高め、全ての人の人権が大切にされる人権文化の豊かな社会をつくることをめざしています。そうした社会を実現するためには、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域や教育行政など、全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、一体となって人権教育に取り組むことが大切です。



トピック

<普遍的な視点と個別的な視点>

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していくうえで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、関連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意することとされています。

出典「人権教育・啓発に関する基本計画」

<人権学習を進めるために大切にしたいポイント（学校教育における実践例）>

同和教育の実践を基に人権教育で大切にしたいポイントを、以下の6点に整理して示します。

(1) 現実や実態から学ぶ

人権について正しく学ぶとともに、人権課題の現状を正しく認識しましょう。同時に、差別や人権侵害で苦しんでいる人、いじめや家庭環境等でつらい思いをしている子どもの現実や実態から学び、課題解決に向けて取り組みましょう。

(2) 自分との関わりを見つめる

人権尊重の理念や人権課題が、決して他人事ではなく、自分と深く関わっていることを実感することが大切です。そのため、自分のこれまでの経験や体験を振り返り、考え方や言動を見つめ直しましょう。

(3) 知識・技能・態度（人権教育を通して育みたい資質・能力）を身に付ける

「知識」としての学びだけではなく、「態度」や「技能」と互に関連させながら、それぞれをバランスよく育み、日常生活や社会生活のなかで人権課題の解決に向けて行動できるようになることをめざしましょう。

(4) 参加・体験による主体的な学びを取り入れる

学習者がいきいきと参加し、体験を通して主体的に学ぶことを重視しましょう。その手法として、探究的な学習などを積極的に取り入れましょう。

(5) 組織的、計画的に取り組む

人権教育主任を中心に組織として人権教育についての全体計画・年間指導計画を策定しましょう。また、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のシステムを確立し、育成すべき資質・能力などの見通しをもって、計画的に取組を進めましょう。

(6) 連続性と協働の視点で取り組む

子どもの成長・発達を軸として、校種間での教育の連続性を大切にしましょう。保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が協働して、子どもの育ちを支えていきましょう。そのためにも、開かれた保育所・幼稚園等・学校づくりを積極的に進めていきましょう。

(1) 就学前教育及び学校教育

① 教育の機会の確保

「世界人権宣言」でも謳われているように、教育を受けることそのものが人権の一つです。全ての人々に教育を保障していくことは、人権教育を進める前提となります。

同和教育のなかでは、長期欠席・不就学の子どもへの教育を受ける権利を保障する取組が行われてきました。

また平成28年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」※12が公布され、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援や、普通教育に相当する教育を十分に受けていない者への就学機会の提供等、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進することが定められました。

いじめや不登校などでつらい思いをしている子どもや、経済的理由等から厳しい環境に置かれている子どもはもちろんのこと、年齢や国籍、その他の置かれている事情に関わりなく、学習機会が奪われることがないよう、教育・保育を保障する必要があります。また、発達障害等を含め特別な教育的支援を必要とする子どもに対しては、将来の社会参加と自立に向けて、幼児期から一人ひとりの特性に応じた学習の機会や学習内容も充実していくことが重要です。

そのためには、常に子どもの現実から出発しつつ、一人ひとりの子どもの状況に応じた取組を保育所・幼稚園等や学校全体で行っていくとともに、地域の関係者や関係機関と連携しながら、きめ細かな支援を行うことが大切です。

※12 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（法律第百五号）
（文部科学省）抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情に関わりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通して、社会において自立に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

トピック

<今日も机にあの子がない>

終戦直後の混乱時には、極度の貧困等を理由に、学校に行けなかった子どもが被差別部落を中心に大勢いました。その長期欠席・不就学対策として、昭和25年に高知県において、全国で初めて福祉教員が配置されました。福祉教員は、長期欠席・不就学の子どもへの出席を促すために、日々家庭訪問を繰り返し、子どもや保護者、地域に義務教育の保障を働きかけました。そして、学力の向上や進路の保障に向けた取組を進めてきました。「今日も机にあの子がない」とは、その福祉教員たちの地道で熱心な取組をまとめた実践記録のタイトル名です。

<識字学級>

識字学級とは、差別などにより就学年齢時に満足な学習機会に恵まれず、文字の読み書きの力を十分に身に付けることができなかった方々が、その力を取り戻すための学習会のことです。

『「高知の識字」資料集』（高知県教育センター 平成2年）に、「識字運動とは、字を識る運動のことであるが、日本の場合、部落解放運動のなかで『部落差別によって奪われた文字を取り返す喜び』として重視され、識字学級を中心に取り組まれています。」と書かれています。

② 人権が尊重された環境づくり

学校や地域の学習会など教育の場において、一人ひとりの人権が尊重された環境でなければ、教育活動は十分な効果を上げることはできません。学習者は、人権について知識や技能を身に付けるだけでなく、自分や他者の人権が大切にされている心地よさを体験することによって、人権尊重の大切さを実感するようになります。学習者は「隠れたカリキュラム」

(P.6参照)のなかで学んでいるということを踏まえて、教育を進めていくことが大切です。

そのために、就学前教育及び学校教育においては、直接指導する保育者・教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であると言えます。子ども一人ひとりの大切さをしっかり自覚し、一人の人間として接することが大切になってきます。“一人ひとりの生活実態や、行動に至るまでの原因・背景をつかんで指導しようとしているか”“互いによさを認め合い支え合える人間関係を学級に築くことができるか”“自ら望ましい言語活動を心がけ、保育所・幼稚園等、学校・学級全体の言語環境を整えようとしているか”など、実践を通して自らの人権意識を確認しながら、子ども自身が、自らの大切さや他人の大切さを認めることができるような環境づくりに、主体的に取り組むことも重要です。

これらの取組を、保育者・教職員の個々の力量のみに頼るのではなく、保育所・幼稚園等・学校のそれぞれの場で、主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力を活用する「チーム学校」の視点を大切にしながら人権が尊重された環境づくりを実現していくことが重要です。

(2) 社会教育

近年、社会・経済が急速に変化するともに、個人の生き方も多様化しているなかで、県民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするためには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備していくことが重要になってきます。また、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景とする中で、家庭での子どもへの過干渉や放任・虐待、高齢者への介護放棄、配偶者等による家庭内暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)などの様々な人権侵害が生じており、その観点からも、全ての住民に生涯の各ステージで、人権尊重の理念や人権課題についての学習の機会を充実させることが必要です。さらに、読み書きが困難な非識字者や外国籍の住民の方々に、生活する上での基礎的な能力を身に付けるための学習の場を保障することや、いじめなどの理由により十分に学校に通うことができず、結果としてノートやひきこもり状態にある人々の社会的な自立を支援するための仕組みづくりも必要です。

あらゆる場面で一人ひとりの存在や発言の機会が大切にされる環境づくりに努めるとともに、学習活動においては、参加体験型などの手法を用いることにより、互いの気付きや考えの深まりを大切にし、学習者自身の意識の変容や実践行動につなげるきっかけをつくることが重要です。

人権尊重の理念や人権課題についての一人ひとりの学びの成果が、生活の様々な場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。これらの取組を通して、人権が尊重される地域づくりや社会づくりをめざします。



2 人権教育の推進にあたって大切にすべきこと

(1) 就学前教育の取組

① 教育・保育内容の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて大切な時期です。この時期に、一人ひとりの子ども的人格や個性が尊重され、人権尊重の芽生えをはじめとする豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって非常に重要です。この時期に培われた人権意識(感覚)が、将来、自分や他者の人権を大切に、いじめなどの問題や人権侵害を解決しようとする意識や態度、行動につながっていきます。

保育所・幼稚園等では体験や遊びを中心とする生活の中で、一人ひとりの子どもの特性や育ちにに応じた支援を行い、子供自身が大切にされていることを感じられるようなかかわりを積み重ねる中で、自分をかけがえのない存在として、欠点も含めて自分自身を認めることができる自尊心を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの教育・保育の充実が求められています。その実践のために、保育士・幼稚園教員・保育教諭等も豊かな人権感覚を育み、互いの人権が尊重されている状況を実感できる教職員集団づくりに取り組むことが重要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 乳幼児期の特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の指導方法や保護者支援の在り方等を示したガイドラインを全ての保育所・幼稚園等において活用を促進し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の確立と普及を進めます。
- 2 保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化に努めます。
- 3 保育所・幼稚園等と小学校間での交流や教育・保育内容の充実に関する情報の共有を行い、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を意識した取組を推進します。

《保育所・幼稚園等での取組例》

- ① 教職員が「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を活用し、指導方法、保育環境等の見直し、改善を行う。
- ② 子ども一人ひとりの状況や発達過程を踏まえて、計画的に保育環境を整え、興味・関心に基づいて自ら周囲の環境に関わるという直接的な体験を大切に教育・保育に取り組む。
- ③ 自然や人との関わりを通して、命の大切さに気付く心、人を大切にして思いやる心など豊かな心を育てるため、園内の自然環境を整備したり、季節感のある遊びを取り入れたりするなどの保育環境づくりに取り組む。
- ④ 生活や遊びのなかで一人ひとりの子どもが十分に自己発揮しながら、他の子どもと多様な関わりがもてるよう援助し、自尊心を高め、豊かな人権感覚の芽生えにつながる教育・保育を小学校と連携して進める。

② 保育士・幼稚園教員・保育教諭等研修の充実

就学前教育では、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化が望まれます。

子どもが互いの人権を大切にしながら充実した生活を送るためには、基本的な生活習慣を身に付けることや、社会現象、自然環境への興味・関心を高めることが重要であり、保育士・幼稚園教員・保育教諭等は、そのための教育・保育内容や保育技術等の向上に努めなければなりません。併せて、身近な人権課題について、正しい理解と認識を深めるなど、人権尊重の理念を理解・体得することが求められています。



【県教育委員会の取組】

- 1 教育・保育内容、保育技術等の向上をめざして、基礎ステージから管理職ステージまでの各ステージに応じた人権教育研修の充実を図ります。
- 2 組織的・計画的な保育所・幼稚園等の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上が図られるよう、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成する、ブロック別研修会を行います。
- 3 幼保連携アドバイザーの活用などにより、保育所・幼稚園等における園内研修を充実します。
- 4 人権を大切に教育・保育を推進する関係団体の研修を支援するなど、連携した取組を進めます。
- 5 人権尊重の理念や人権課題に対するきめ細かな感覚を養い、人権教育を基盤とした園経営やクラス経営が実施されるよう、指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

《保育所・幼稚園等での取組例》

- ① 人権教育に関する年間の研修計画を作成する。
- ② 教育・保育を取り巻く環境や教育・保育活動を改善するために、人権教育の推進体制に関する研修や、乳幼児・保育者・保護者に対する人権感覚の育成についての研修を行う。
- ③ 人権が尊重される環境づくりに向けて、教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であるという共通認識を図り、子ども理解を深め、子どもへの適切な関わり方について検討を行うなど指導力向上を図る研修を行う。
- ④ 研修の目的に応じて、参加体験型など多様な手法を取り入れながら研修を行う。

③ 親育ち・子育て支援の充実

乳幼児期は、人権感覚の基盤ともなる自尊心を育んでいくことが重要であり、子ども自身が愛されているということを体感するとともに、家族の一人ひとりから大切にされると実感できるような関わりを積み重ねていくことが大切です。また、子どものよりよい育ちには、親の心の安定と安心感を得られる生活環境が不可欠です。

しかし、核家族化や家庭・地域の教育力の低下などの社会環境の変化や厳しい経済状況などを背景に、子どもを虐待するなど良好な親子関係が築けない家庭があります。さらに、子育てに不安や悩みを抱え孤立する保護者や、子どもにインターネット接続機器を渡してそれに頼った子育てをしている保護者も存在します。こうした状況を改善するため、子育てを通して保護者自身が親として成長できるように支援する必要があります。保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て情報の発信や相談活動などを通して、家庭の実態や保護者の心情に寄り添いながら、地域で親を支える子育て支援を進めています。



【県教育委員会の取組】

- 1 良好な親子関係や子どもへの関わり方について、保護者の理解を深めるための学習会や研修会を行い、保護者の子育て力の向上を図ります。
- 2 インターネット接続機器が子どもに及ぼす影響について、保護者の理解を深める研修や啓発を行います。
- 3 基本的な生活習慣や携帯電話・スマートフォンの取り扱いなどについて、親子で考える機会をもち、家庭においてルールを確認することの大切さを保護者に啓発していきます。
- 4 保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て支援の充実を図ります。
- 5 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育て支援を関係機関と連携して行うため、家庭支援推進保育士の配置を支援します。
- 6 厳しい環境にある子どもの支援や小学校への円滑な接続を図るため、スクールソーシャルワーカーや親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を支援します。

《保育所・幼稚園等での取組例》

- ① 送迎時や連絡帳、行事や保護者研修などの様々な機会を捉えて、子育てに関する相談活動や情報の発信を行い、保護者の状況や心情に寄り添いながら子育て力の向上を図るとともに、保護者同士のつながりをつくる。
- ② 教職員が「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を活用し、組織の一員として、保護者支援等の取組を行う。
- ③ 親育ち支援担当を配置し、日頃から保護者と十分関わるとともに、計画や記録に基づいた支援を行う。
- ④ 厳しい環境にある子どもや、特別な支援が必要な子どもの特性に応じた教育・保育が、小学校へスムーズに引き継がれるよう、小学校や関係機関との連携をさらに進める。

(2) 小学校以降の学校教育の取組

① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校の人権教育は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動(小学校)、

総合的な学習(探究)の時間、特別活動等のそれぞれの特質に応じて、教育活動全体を通して行われることが大切です。また、日常の学校生活も含めて、人権が尊重される学校・学級とするように努める必要があります。そのためには、生徒指導、学習指導と学力向上の取組、それらの基盤となる仲間づくりなどが、人権尊重の精神に立ったものとなることが不可欠です。様々な子どもが共に学び、共に生きることの意義を踏まえ、教育環境や教育内容の充実を努める必要があります。生徒指導においても、自分の大切さとともに他の人の大切さを認



めるという人権感覚を育むことを通して、暴力行為やいじめなどの生徒指導上の諸課題の未然防止に努めることが重要です。

子どもの意見をきちんと受け止めて聴くこと、子どもを現象面だけで判断するのではなく、その背景を含めてしっかりつかんで関わることなどが、取り組む上で大切な視点となります。さらに自尊感情を育むためには、子ども同士が互いにかげえのない存在であることを実感できる取組が必要です。そして、これらの取組の前提として、互いを認め合い、支え合うといった人権感覚が確立された教職員集団づくりが重要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通して人権教育を推進します。
- 2 人権が尊重された学校経営や学級経営、生徒指導の三機能（自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する、自己決定の場を与える）を生かした授業づくりや児童生徒支援の充実を図ります。
- 3 児童生徒が「夢」や「志」をもって社会を生き抜く力を育成するために、キャリア教育や道徳教育の充実を図ります。
- 4 インクルーシブ教育システムの構築に向け、発達障害等のある特別な支援が必要な児童生徒に対し、教員一人ひとりが障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、専門的な知識を習得させ、専門性の向上を図ります。
- 5 児童生徒の発達段階に応じてインターネットを正しく安全に利用できるよう情報モラル教育の推進に向けた支援を行います。
- 6 児童会や生徒会の活動を活性化し、いじめを未然に防止するための取組を支援します。
- 7 部活動において、生徒同士や教員と生徒の人間関係の構築、生徒自身の自己肯定感の向上などを図るなど、その教育的意義をより高めるための支援を行います。
- 8 児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・対応を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した取組を推進します。



り共感したりすることで、自分や生活との関わりを考える機会となります。そうして、身近なところから課題解決に向けた意欲や行動力を育むことが大切です。

相手のことを意識したコミュニケーションスキルと、他の人と豊かな関係を築くことのできるソーシャルスキルは、人間関係を築く上でも重要です。“人と人をつなぐ”という視点に立って、学習活動を組み立て、日々の仲間づくりを進めることも大切です。

また、探究的な学習活動を通して、子どもの主体的に取り組む態度の育成をめざしたり、自己の生き方を考えたりすることができるようにしていく必要があります。

さらに、子ども一人ひとりに、将来の生き方や在り方を考えさせ、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育も重要です。

学校全体として、個に応じた目的意識のある学習指導や望ましい人間関係づくりなどを大切にし、学習意欲の向上に努めることが必要です。各教科等の学習や体験活動などを通して、子どもが自らの進路を切り拓くための教育内容の創造や、授業改善に取り組むことが重要です。



【県教育委員会の取組】

- 1 各学校における人権教育の視点に基づく教育内容の創造を支援し、先進的に取り組んでいる学校の実践を県内に広げていきます。
- 2 県民に身近な11の人権課題にかかる教育内容の創造に関して、効果的な学習教材の選定・開発や情報の提供を行うとともに、校内研修を支援します。
- 3 地域の特色を生かしたキャリア教育の取組が充実するよう学校を支援します。
- 4 探究的な学習や協働的な学習を進めることができるよう学校を支援します。

《学校での取組例》

- ① 地域の特色や児童生徒の実態などを踏まえて、協力・参加・体験を中核に置いた指導方法の工夫を行うとともに、人権教育を通して育てたい3つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）から、バランスよく学習内容を設定する。
- ② 児童生徒に権利と責任を理解させることを通して、児童生徒が主体的にいじめや差別をなくしていく力を育む。
- ③ 日々の仲間づくりが大切であることから、人間関係づくりに関わる教育内容を創造する。
- ④ キャリア教育や体験活動などを通して、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、自らの進路を切り拓く力を育てるための教育内容を創造する。
- ⑤ 人権課題に関する探究的な学習や協働的な学習を通して、問題を発見する力や、いじめや差別などの問題の本質を見極める力を育成する。

《学校での取組例》

- ① 教職員の姿勢や言動が人権教育の重要な部分であることを自覚し、日々の授業や行事等の学校生活において児童生徒の人格をしっかり認め、自尊感情や自己有用感を育む取組を行う。
- ② 児童生徒のもつ力や可能性を引き出す生徒指導を通して、児童生徒一人ひとりが自己実現できるように取り組むとともに、児童生徒同士が良さを認め合い、支え合える人間関係を築くことができるように、日々の授業や行事等において場面設定や話し合い活動等に取り組む。
- ③ 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等のそれぞれの教育活動を通して、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高めるための効果的な取組について教職員で共通認識を図り、学習プログラムの作成を進める。
- ④ 防災教育、情報教育、キャリア教育等と人権教育の関連について教職員で共通認識を図り、人権教育の視点に立った取組を推進する。
- ⑤ 全ての児童生徒が「分かる」「できる」実感味わうことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくりや授業づくりに取り組む。
- ⑥ 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、きめ細かな指導を行う。
- ⑦ いじめ、不登校などの生徒指導上の諸課題を未然に防ぐために、みんなが大切にされる学校・学級づくりをめざし、日々の生徒指導や学習指導に取り組む。
- ⑧ いじめやインターネットに関わる問題の解決に向けて、児童生徒の主体的な取組を推進するため、児童会や生徒会活動を充実する。
- ⑨ 専門外の教員が担当する部活動等に、外部人材を派遣し、学級や学年を離れて仲間や指導者と深く関わり互いに競い、励まし、協力するなかで友情を深め、よりよい人間関係の形成につなげる。
- ⑩ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒が悩みや不安を気軽に相談でき、安心して過ごせる環境づくりに努める。

② 教育内容の創造

子どもが人権や自らの権利と責任について学ぶことにより、権利の主体であることを理解したり、権利を侵害されたりした場合に、他の人の力を借りながら人権が尊重される状態を回復することができる力を身に付けることが大切です。

人権教育を通して育てたい資質・能力を身に付けさせるためには、子どもの実態等を踏まえて、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面からバランスよく学習内容を設定する必要があります。（※知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の詳細については、P. 8の図を参照）

また、子どもが権利への理解を深め、いじめや差別をなくそうとする主体となるための教育内容の創造が求められています。人権課題については、学習者の状況によって、身近に感じるものとしてないものがありますが、具体的な事例を通して、他者の心の痛みに触れた

③ 教職員研修の充実

人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通し、子どもの発達段階に応じて創意工夫して取り組む必要があります。人権教育を進めるにあたっては、まず、教職員自らが人権尊重の理念を理解・体得することが大切です。人権尊重の理念や人権課題に対する深い理解と認識をもち、子どもを一人の人間として尊重するとともに、子どもを取り巻く様々な課題に対して日常的に関わっていくことが重要です。「隠れたカリキュラム」（P. 6参照）の重要性を確認し、人権尊重のメッセージを含んだ言動が日々なされるよう、教職員の人権感覚を高めていくことが求められます。

教育委員会や各学校においても、人権教育についての研修を年間の研修計画に位置付けて、計画的・継続的に取り組むことが大切です。

【県教育委員会の取組】

- 1 初任者研修から管理職研修までのステージに応じて、県民に身近な11の人権課題についての理解を深めるとともに、人権感覚を高める研修の充実を図ります。
- 2 人権教育主任（担当者）の資質・指導力向上のための研修会をはじめとして、教職員の人権尊重の理念の理解・体得をめざし、人権感覚を高めるための研修の充実を図ります。
- 3 校内研修などを通して、人権教育の意義や内容、重要性について認識させるとともに、教職員の実践意欲や指導力の向上を図ります。

《学校での取組例》

- ① 計画的・継続的な人権教育に関する校内研修の実施に向けた年間の研修計画を作成し、授業研究を通して、各教科等における人権教育を充実する。
- ② 教育を取り巻く環境や教育活動を改善するために、人権教育の推進体制に関する研修や、児童生徒・教職員・保護者に対する人権感覚の育成についての研修を行う。
- ③ 研修の目的に応じて、参加体験型的手法など多様な手法を取り入れながら研修を行う。
- ④ 人権が尊重される環境づくりに向け、教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であるという共通認識を図り、児童生徒理解を深め、児童生徒の捉え方や言葉がけ等、児童生徒との関わり方についてさらに向上する研修を行う。
- ⑤ 発達障害等のある児童生徒の特性に応じた指導の充実に向けた研修と情報共有を行う。
- ⑥ 同和問題をはじめとする県民に身近な11の人権課題についての学習の充実に向けた研修を行う。

④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

校長のリーダーシップのもと、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）などを中心に、教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、人

権教育の目標設定、指導計画の作成、教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが大切です。特に、人権教育主任（担当者）は、人権教育に関する企画立案、推進に關するコーディネートなど、推進体制の要として重要な存在です。

人権教育を推進していくためには、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）の確立が重要です。学期ごと、年度ごとなど定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに見直しを行うことや、地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）などを活用して、保護者や地域の人たちに積極的に情報提供したり、意見を聞いたりすることも重要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 校長、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）に対し、学校全体で組織的・継続的に人権教育が推進されるよう、情報の提供と支援をします。
- 2 授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための学校内の仕組みづくり（特に、急増する若年教員を育てることを重視）を支援します。
- 3 人権教育主任（担当者）や生徒指導主事等に対して、組織的・継続的な推進体制の確立を目的とした研修を実施します。
- 4 研修会等での取組の交流を通して、人権教育主任（担当者）が互いに相談できる機会を設けるとともに、担当者同士のネットワークづくりを支援します。
- 5 研修会や校内研修などで、先進的に取り組んでいる学校の具体的な事例を紹介し、県内に広めていきます。
- 6 地域学校協働本部の活動などを通して、地域との連携・協働を進めていきます。
- 7 「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、県・市町村・学校・地域住民・家庭・その他の関係者が連携し、いじめ問題の防止等の取組状況を検証し、総括を行うとともに、いじめ防止等の取組の推進を図ります。

【学校での取組例】

- ① 児童生徒や地域の実情を踏まえ、人権教育目標の設定、計画的・系統的な人権教育全体計画・年間指導計画に基づいた取組を行い、PDCAサイクルによって検証・改善を進める。
- ② 教職員、児童生徒、保護者などのいろいろな視点から組織的な取組の点検・評価を行う。
- ③ 校長、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）が中心となって、効果的・効率的に機能する人権教育の推進体制を確立する。
- ④ 学校の取組が家庭や地域に伝わるように情報を発信し、それぞれが連携しながら人権教育を推進する体制を確立する。
- ⑤ 「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止等の取組について共通認識を図り、いじめ予防等プログラムの実践、点検・評価を行う。

(3) 社会教育の取組

① 家庭教育における人権教育・啓発の推進

子どもの人権尊重の精神を育むためには、家庭における教育が重要な役割を担っています。

家庭教育は、保護者や保護者に準ずる人が子どもに対して行う教育のことであり、全ての教育のスタート地点です。子どもが、家族とのふれあいを通じて、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にできる心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けるなど、子どもの人格や人権意識の形成に大きな影響を与えることから、保護者等が、様々な機会を通して人権感覚を身に付けることが必要です。

「人権教育・啓発に関する基本計画」では、家庭での日常生活を通して、保護者等自らが人権課題について正しい理解と認識を深め、社会的に不正・不合理を許さない態度や人権意識に裏付けされた生活態度等の確立を図り、子どもの人権感覚を育む家庭づくりに努めることが大切であるとされています。

また、子どもの豊かな人間性や基本的な生活習慣の確立、規範意識等を育むうえで有効とされる体験活動、運動・スポーツ活動、世代を越えた交流活動などに、大人も積極的に参加し、人と関わる楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことにより、子育てや子どもへの関わりを通して大人の人権感覚を高めることが大切です。

【県教育委員会の取組】

- 1 家庭のふれあいや絆づくりを大切に、一人ひとりが尊重される家庭教育への支援を行います。
- 2 子育てに関する不安や悩みを安心して相談できる体制が充実するよう、市町村の取組を支援します。
- 3 PTAを対象とした人権課題に関する知識と認識を深めるための研修を行います。
- 4 市町村が実施する家庭における人権教育を充実させるための学習を支援します。
- 5 地域住民が、家庭教育に関わる学習活動等を主体的に進めていくことができるように、家庭教育に関する参加型学習教材「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」の活用を促進します。
- 6 体験活動、運動・スポーツ活動を促進し、子どもと大人の交流活動を充実します。



【市町村での取組例】

- ① 保育所・幼稚園、学校等と連携した家庭教育講座や、子育てについての悩み相談等を実施し、家庭教育への支援を行う。
- ② 公民館や図書館といった社会教育施設を活用して、PTAや子ども会等の活動と連携し、放課後や休日を活用した親子参加型の行事を支援する。
- ③ 行政から委託を受けたり、NPOから始まった活動を行政が支援したりするなど、空き店舗や空き家、地域の施設等を利用して、子育てや人権に関する学習や、親子で楽しめる体験活動等を行い、幅広い年齢層に対応できるように工夫する。
- ④ 任意のサークル団体や、市町村や学校、青少年のための社会教育施設等を利用して行う、文化・スポーツ活動や自然体験活動を通して、人を尊重する態度や互いに支え合う教育を推進する。

② ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

県民一人ひとりが人権感覚を身に付け、ライフステージに応じた自己の実現や活力ある地域社会づくりを実現するために、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした社会教育における人権教育の取組を、継続的に推進していくことが大切です。

また、「平成29年度高知県人権に関する県民意識調査」の結果では、多くの県民から、人権尊重の社会実現に向けた積極的な教育活動の必要性が指摘されています。

このため、地域住民の学習ニーズに応じたテーマや日時・会場の設定、ICTの活用など、多くの方が人権に関する学習に参加しやすい環境を整える必要があります。

地域においては、自治会をはじめ住民の自主的な活動やPTA等の団体による活動が数多く展開されており、こうした活動とも連携することが重要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 人権課題の解決や、いじめ、インターネット上のトラブルから子どもを守るために開催する研修会を支援します。
- 2 人権教育の推進講座を実施する市町村への支援を行います。
- 3 公民館等の社会教育施設において、人権課題に関する学習の機会を設けるよう働きかけ、多様な学習機会やライフステージに応じた学習の充実を図ります。
- 4 インターネット上の問題への理解を広げるための啓発活動を強化します。
- 5 様々な理由により学校に通うことができず、結果としてニートや引きこもり傾向にある若者に対し、「若者サポートステーション」において、修学や就労に向けた支援を行います。
- 6 夜間中学の取組など、不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方、外国人の方への学習機会の提供に努めます。

【市町村での取組例】

- ① 住民のライフスタイルを考慮し、学習者が積極的に参加できる機会の充実を図る。
- ② 自治会をはじめ住民の自主的な活動やPTA等の活動と連携を図る。
- ③ 身近な人権課題や年齢層に合わせた人権課題、学習が必要とされる人権課題等を取り上げて、幅広い年齢層に対応できるように工夫する。
- ④ 少年補導育成センターや警察、医療機関、民間企業・団体等と連携し、情報モラルやネット依存に関する問題についての啓発講座を実施する。
- ⑤ いじめやインターネットの問題について、大人と子どもの対談フォーラムや児童会生徒会交流会等を実施し、問題解決に向けた取組の交流を行う。
- ⑥ 人権学習教材「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」等を活用し、発達段階を踏まえた人権学習の充実を図る。
- ⑦ 福祉関係施設等における交流・ボランティア体験（講演やコンサート、高齢者疑似体験、手話・点字・盲導犬・障害者スポーツ等）を企画し、施設の利用者の方との交流を通じた取組を推進し、相互理解を図る。
- ⑧ 夜間中学や「若者サポートステーション」の取組の周知を図り、様々な年代の方への学習機会の確保や、修学への支援をする。

③ 指導者等の養成

地域社会において、人権課題を解決していくためには、様々な年齢層の人々や豊かな経験をもつ人々の理解と協力を得ることが大切です。そのためには、人権教育を効果的に推進する指導力のある指導者等の存在が不可欠であり、社会教育や人権啓発に携わる指導者の養成とその資質の向上を図ることが必要です。

市町村における社会教育の担当者には、地域住民に対する研修を企画・運営する力が求められています。また、担当者同士が連携できるネットワークを構築することも必要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 県が主催する市町村担当者研修の充実を図り、市町村担当者同士の情報交換を行う場の提供やネットワークづくりを支援します。
- 2 市町村の社会教育委員等に人権に関する積極的な活動の必要性について周知するとともに、その活動が充実するよう支援します。
- 3 社会教育や人権啓発に携わる指導者の養成を推進し、人権教育・啓発の学びを支える人材育成を図ります。

《市町村での取組例》

- ① 人権教育・啓発担当者の専門性や実践力の向上を図るとともに、職場内研修において、研修講師を務めることができるよう指導者の育成を図る。
- ② 公民館等を利用するサークルや女性学級、高齢者学級、子ども会活動等において、人権学習教材「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」や視聴覚教材等を活用し、地域住民の人権意識や人権感覚を醸成できる指導者の育成を図る。
- ③ 人権啓発や男女共同参画、社会福祉、生涯学習、多文化共生・国際交流等の人権教育・啓発に係る若年職員が連携し、職場内研修や外部への出前講座、ボランティアや地域イベント等の事業の企画・運営を通して、指導者の人材育成を図る。
- ④ 近隣の市町村と合同で社会教育や人権啓発に関する研修やイベントを実施し、取組の交流を通して、担当者としての人権意識やスキルアップを図る。

④ 人権学習プログラムの開発、教材の整備

社会教育における人権教育を効果的に進めるためには、学習教材やプログラム、学習方法が、学習者の意欲や関心、共感を呼び起こし、気付きを促すものであることが必要です。そのために、身近な素材を取り扱ったり、本音が語れる雰囲気の中で学習者がもっている経験や知識を引き出し学び合う、参加体験型の手法を取り入れるなど、参加者が主体的・能動的に参加できる学習内容の充実が大切です。

研修がより効果を発揮するためには、地域の課題や学習者のニーズを踏まえた人権学習プログラムや教材を開発・整備することが望まれます。

また、高知県教育委員会が作成してホームページ上で公開しているプログラムなどを参考に、学習者のニーズに応じて活用することも効果的です。

【県教育委員会の取組】

- 1 子どもから大人まで学ぶことができる人権学習に関する研修内容の充実を図るとともに、新たな人権学習プログラムや教材を開発し、研修等で活用できるようにします。
- 2 自主的、意欲的な参加が得られるような参加体験型学習プログラムの開発を進めます。
- 3 県立ふくし交流プラザなどで実施されている、高齢者疑似体験や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組の周知を行います。
- 4 県立青少年教育施設において、子どもも大人も参加できる多様な自然体験プログラムを実施し、人権感覚を育む事業を推進します。

《市町村での取組例》

- ① 人権教育・啓発担当者が、人権学習教材「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」をもとにして教材づくりを行い、サークルや女性学級、高齢者学級、子ども会活動等の参加者がライフステージに応じて、自分の事としてとらえることができる人権学習を実施する。
- ② 人権教育・啓発担当者が作成した教材を人権課題やテーマごとに分類し、保管を行い、複数の担当者が使用できるように環境整備を行う。
- ③ 人権教育・啓発担当者が、個別の人権課題についての当事者の体験した生活上での困り感や差別の実態等をもとに、研修教材や啓発ポスターを作成し、啓発を促す。
- ④ 地域の歴史やこれまでの取組、今後のまちづくりの方向性等、地域を教材化し、子どもから大人まで学ぶことができるプログラムを作成する。
- ⑤ 人権週間の集いや作品展、交流会などのイベントと併せて研修会や体験学習等を実施し、取組のプログラム化を図るとともに、当事者に対する理解を深める取組を推進する。

(4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

子どもは、保育所・幼稚園等や学校、家庭を含めた地域社会のなかで育ちます。そのため、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野の関係者が連携・協働した取組を進めていく必要があります。

就学前から高等学校まで子どもの発達段階に応じて必要な力や人権感覚を育成するためには、各校種間で人権課題についての学習内容の連続性や系統性、生徒指導の充実を図ることが必要です。併せて、子どもが保育所・幼稚園等、学校で人権について学んだことを肯定的に受け止めることができる家庭や地域をつくること、また子どもと保護者や地域の人々が共に学ぶ場をつくることが大切です。

保護者や地域住民と共に子どもを育てていくという視点に立って、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を進めることも大切です。また、各学校において、近隣の特別支援学校等との行事での交流及び共同学習等を、計画的、組織的に行うことにより、共生社会に向けて連携した取組を推進していく必要があります。



【県教育委員会の取組】

- 1 保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が連携・協働して子どもを育てることの大切さについての理解をさらに広げていきます。
- 2 保護者や地域住民と共に子どもを育てていくという視点に立った、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を支援します。
- 3 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育てを支援します。
- 4 子どもの発達段階に応じた系統性のある人権学習や生徒指導の充実を図るために、保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種間での支援・指導の引き継ぎや、児童虐待の防止対策の充実や連携・協働に向けた取組を推進します。

《市町村での取組例》

- ① 保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種間において、子どもの支援・指導の引き継ぎや、連携・協働に向けた取組を行う。
- ② 特別支援学校に在籍する子どもと、その子どもが居住する地域の小・中学校（居住地域）との行事での交流及び共同学習等を実施し、共生社会の実現に向けた取組を行う。
- ③ 「あいさつの日」「交通安全の日」「開かれた学校づくり」等の取組を通じて、家庭や地域、学校の相互理解を促進し、連携を深める。
- ④ 地域の高齢者宅訪問の取組を通じて、高齢者とのふれあいや防災に向けた取組を行い、「ひとにやさしいまちづくり」を促進する。
- ⑤ 中学校区をもとに保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校、家庭、地域住民を対象に、公開保育・公開授業や講演を合同で開催し、互いに意見交流し、子どもの発達段階に応じた系統性のある人権学習やユニバーサルデザインを視点にした授業の充実を図る。

(5) 関係機関・NPO等との連携

私たちの身近なところで、まちづくり、福祉、環境、平和などの人権に関わる様々な啓発活動が展開されています。人権に関わる取組を進めるためには、高知県地方政局や高知県警察本部、各市町村の要保護児童対策地域協議会、社会教育団体、NPO、教育研究団体等と連携・協働しながら効果的に進めていくことが大切です。



【県教育委員会の取組】

- 1 人権に関わるNPO・ボランティア等の活動を支援するとともに、連携して取り組みます。
- 2 高知地方政局や高知県警察本部、市町村の要保護児童対策地域協議会、民生・児童委員等と連携して、子どもや保護者からの相談を受け、支援を行います。
- 3 高知地方政局と連携し、人権作文に関する事業を実施し、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深める取組を行います。

《市町村での取組例》

- ① 人権に関わるNPOや教育研究団体が主体となって、地域の保育所・幼稚園等、学校の人権教育担当者や連携・協働し、人権教育・啓発に向けた取組や実践交流を行う。
- ② 社会福祉協議会や福祉施設、国際交流支援団体等と保育所・幼稚園等、学校が連携し、行事での交流やボランティア活動、体験活動等（料理、手話、点字、盲導犬、介助犬、障害者スポーツ等）を通じて互いに交流し、子どもや大人の人権感覚や人権意識を育む。
- ③ 人権擁護委員や少年補導育成センター等と連携し、人権尊重の理念や個別の人権課題についての防犯教室や出前授業、人権作文・青少年健全育成作文の取組等を実施し、大人も子どもも学ぶ取組を行う。
- ④ 県立人権啓発センターやこうち男女共同参画センター「ソーレ」、国際交流団体、北海道アイヌ協会、平和資料館草の家、日本ユニセフ協会等と連携して、人権課題や外国文化、人権や平和に関する資料やパネル等の企画展示ブースを設置し、大人も子どもも学ぶ取組を行う。



人権に関わる年表



年	国連関係	国	高知県
昭和 22(1947)年 昭和 23(1948)年		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行	
昭和 26(1951)年 昭和 28(1953)年 昭和 34(1959)年	「世界人権宣言」採択 「難民の地位に関する条約」採択(1981年批准) 「婦人の参政権に関する条約」採択(1955年批准) 「児童権利宣言」採択	「児童憲章」制定 「育英奨学及び援護に関する事業の振興方策について」(中教審第17回答申)	
昭和 36(1961)年 昭和 38(1963)年 昭和 40(1965)年 昭和 41(1966)年 昭和 42(1967)年 昭和 43(1968)年 昭和 44(1969)年		義務教育教科書の無償化 「同和対策審議会」答申 「同和対策事業特別措置法」施行(～昭和 57年)	教科書無償運動
昭和 44(1970)年 昭和 46(1971)年 昭和 47(1972)年 昭和 48(1973)年 昭和 50(1975)年 昭和 51(1976)年 昭和 53(1978)年 昭和 54(1979)年	「国際教育年」 「知的障害者の権利宣言」採択 「障害者の権利宣言」採択 「国際婦人年」 「国連婦人の 10 年(1976～85 年)」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択(1985年批准) 「国際児童年」	「心身障害者対策基本法」施行 「就職応募のための全国統一応募書類」制定(文部省・労働省・全国高等学校長協会) 「義務教育の確保(養護学校の設置)」	「高知県同和対策審議会」本答申 「高知県同和対策審議会による意見書」(高知県同和対策事業の推進に関する意見について)
昭和 55(1980)年 昭和 56(1981)年 昭和 57(1982)年 昭和 58(1983)年 昭和 61(1986)年 昭和 62(1987)年 昭和 63(1988)年 平成元(1989)年	「国際障害者年」 「障害者に関する世界行動計画」採択 「障害者の国連 10 年」(1983～92 年) 「国際平和年」 「児童の権利に関する条約」採択(1994年批准)	「地域改善対策特別措置法」施行(～1987年) 「障害者対策に関する長期計画」 「男女雇用機会均等法」施行 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行 「精神衛生法」改正→「精神保健法」 「高齢者保健福祉推進 10 か年戦略(ゴールドプラン)」策定	「高知県婦人行動計画」策定 「高知県同和対策審議会」答申(本県の今後における同和行政の基本的な推進方策) 「障害者対策に関する長期計画」策定 「高知県人権啓発センター」開設 「高知県婦人行動計画後半期重点課題及び計画目標」策定 「高知県同和対策審議会」答申 「高知県中国帰国者自立研修センター」開所 「高知県同和対策審議会」答申(同和問題の早期解決のための今後の課題及びその対策について)
平成 2(1990)年 平成 5(1993)年 平成 6(1994)年 平成 7(1995)年	「世界人権会議」(ウィーン宣言及び行動計画採択) 「世界の先住民の国際年」 「人権教育のための国連 10 年」(1995～2004 年)	「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法」施行 「新ゴールドプラン」策定 「高齢社会対策基本法」施行 「障害者プラン」策定	「こうち女性プラン」策定 「高知県障害者福祉に関する新長期計画」策定 高知県同和対策審議会に対し、知事が諮問(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の同和対策のあり方について) 「高知県議会における人権宣言に関する決議」

年	国連関係	国	高知県
平成 8 (1996) 年		「地域改善対策協議会」意見具申 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定 「らい予防法」廃止 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定	「高知県同和对策審議会」答申(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の同和对策のあり方について)
平成 9 (1997) 年		「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画策定 「アイヌ文化振興法」施行	「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」施行
平成 10 (1998) 年			「人権教育のための国連 10 年高知県行動計画策定協議会」発足 「高知県エンゼルプラン」策定 「高知県人権尊重の社会づくり条例」施行 「人権教育のための国連 10 年高知県行動計画」策定 「国連人権教育高知県推進委員会」発足 「高知県特定非営利活動促進法施行条例」施行
平成 11 (1999) 年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 「国際高齢者年」	「感染症予防法」施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行 「人権擁護推進審議会」答申 「ゴールドプラン 21」策定	「こうち女性総合センター(通称:ソレ)」開館 「高知県人権尊重の社会づくり協議会」発足 「高知県中国帰国者自立研修センター」閉所 「高知県長寿憲章」制定
平成 12 (2000) 年	「武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書」採択 「児童の売買等に関する児童の権利条約の選択議定書」採択	「児童虐待防止法」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「ストーカー行為等規制法」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行 「改正刑事訴訟法・検察審査会法」施行 「男女共同参画基本計画」閣議決定 「改正犯罪被害者給付金支給法」施行 「配偶者暴力防止法」 「人権擁護推進審議会」答申(人権救済制度のあり方に関する諮問)	「高知県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」策定 「高知県人権施策基本方針」策定 高知県人権尊重の社会づくり条例第 2 条第 2 項に基づく人権に関する実態の公表(高知県の人権について)
平成 13 (2001) 年		「改正犯罪被害者給付金支給法」施行 「配偶者暴力防止法」 「人権擁護推進審議会」答申(人権救済制度のあり方に関する諮問)	「こうち男女共同参画プラン」策定
平成 14 (2002) 年		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「地対財特法」失効	「高知県人権教育基本方針」策定 「第 2 回全国障害者スポーツ大会(よさこいビック高知)開催
平成 15 (2003) 年	「国連識字の 10 年」(2003~2012 年)	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行	「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」策定
平成 16 (2004) 年	「人権教育のための世界計画」(決議) (第 1 フェーズ 2005~2007 年) ※その後 2009 年まで延長	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「改正児童虐待防止法」施行 「改正高齢者雇用安定法」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」 「改正障害者基本法」施行	「高知県障害者計画(ともに地域で安心して暮らす)策定 高知県人権尊重の社会づくり条例第 2 条第 2 項に基づく人権に関する実態の公表(高知県の人権について) 「高知県子ども条例」施行 「高知県男女共同参画社会づくり条例」施行
平成 17 (2005) 年		「発達障害者支援法」施行 「個人情報保護法」全面施行 「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」閣議決定 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定	「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」改定 「次世代育成支援行動計画(こうちこどもプラン)」策定
平成 18 (2006) 年	人権理事会設置 「障害者の権利に関する条約」(仮称)採択	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕」 「障害者自立支援法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 「北朝鮮人権法」施行 「改正教育基本法」施行	
平成 19 (2007) 年	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	「改正男女雇用機会均等法」施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」一部施行 「改正北朝鮮人権法」施行 「改正配偶者暴力防止法」施行 「改正児童虐待防止法」施行	「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」改定
平成 20 (2008) 年		「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」一部改正	
平成 21 (2009) 年	「人権教育のための世界計画」(決議) (第 2 フェーズ 2010~2014 年)	「青少年インターネット環境整備法」施行 「ハンセン病問題基本法」施行 「学校保健安全法」(改正学校保健法)施行 「改正児童福祉法」施行 「裁判員法」施行	

年	国連関係	国	高知県
平成 22(2010)年	「ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドライン」採択 「ハンセン病差別撤廃決議」採択 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定 「青少年インターネット環境整備法」改正	「こうち男女共同参画プラン」改定
平成 23(2011)年		「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更閣議決定 「障害者基本法」施行 「改正入管法」施行 「改正住民基本台帳法」施行 「障害者虐待防止法」施行 「高齢者雇用安定法」施行 「子ども・子育て支援法」成立 「障害者総合支援法」施行 「障害者雇用促進法」改正 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布 「いじめ防止対策推進法」施行 「いじめ防止基本方針」策定 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定	
平成 24(2012)年	「人権教育のための世界計画」（決議） （第3フェーズ 2015～2019年）	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「配偶者暴力防止法改正法」施行 「障害者の権利に関する条約」批准 「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」閣議決定 「児童買春・児童ポルノ禁止法改正法」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立	「人権に関する県民意識調査」公表
平成 25(2013)年		「男女共同参画基本計画（第4次）」閣議決定 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行 「本邦外（ほんぼうがいに）出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行 「部落差別解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）施行 「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「育児・介護休業法」改正・施行 「いじめの防止等のための基本的な方針」改定、「いじめ防止の重大事態の調査に関するガイドライン」策定 「児童虐待防止法」改正 「介護保険法」改正 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（閣議決定） 「青少年インターネット環境整備法」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止法の一部を改正する法律」施行 「高齢社会対策大綱」（閣議決定） 「バリアフリー法」改正 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布	
平成 26(2014)年	「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」採択	「子ども・貧困対策の推進に関する法律」施行 「配偶者暴力防止法改正法」施行 「障害者の権利に関する条約」批准 「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」閣議決定 「児童買春・児童ポルノ禁止法改正法」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立	「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」策定 「高知県いじめ防止基本方針」策定
平成 27(2015)年		「男女共同参画基本計画（第4次）」閣議決定 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行 「本邦外（ほんぼうがいに）出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行 「部落差別解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）施行 「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「育児・介護休業法」改正・施行 「いじめの防止等のための基本的な方針」改定、「いじめ防止の重大事態の調査に関するガイドライン」策定 「児童虐待防止法」改正 「介護保険法」改正 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（閣議決定） 「青少年インターネット環境整備法」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止法の一部を改正する法律」施行 「高齢社会対策大綱」（閣議決定） 「バリアフリー法」改正 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布	
平成 28(2016)年	「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」採択	「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「育児・介護休業法」改正・施行 「いじめの防止等のための基本的な方針」改定、「いじめ防止の重大事態の調査に関するガイドライン」策定 「児童虐待防止法」改正 「介護保険法」改正 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（閣議決定） 「青少年インターネット環境整備法」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止法の一部を改正する法律」施行 「高齢社会対策大綱」（閣議決定） 「バリアフリー法」改正 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布	「高知県人権教育推進プラン」改定 「高知家の子どもの貧困対策推進計画～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～」策定
平成 29(2017)年		「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「育児・介護休業法」改正・施行 「いじめの防止等のための基本的な方針」改定、「いじめ防止の重大事態の調査に関するガイドライン」策定 「児童虐待防止法」改正 「介護保険法」改正 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（閣議決定） 「青少年インターネット環境整備法」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止法の一部を改正する法律」施行 「高齢社会対策大綱」（閣議決定） 「バリアフリー法」改正 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布	
平成 30(2018)年	「人権教育のための世界計画」（決議） （第4フェーズ 2020～2024年）	「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「育児・介護休業法」改正・施行 「いじめの防止等のための基本的な方針」改定、「いじめ防止の重大事態の調査に関するガイドライン」策定 「児童虐待防止法」改正 「介護保険法」改正 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（閣議決定） 「青少年インターネット環境整備法」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止法の一部を改正する法律」施行 「高齢社会対策大綱」（閣議決定） 「バリアフリー法」改正 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布	「高知県人権教育推進プラン」改定 「第3次高知県DV被害者支援計画」策定
平成 31・令和元(2019)年		「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「育児・介護休業法」改正・施行 「いじめの防止等のための基本的な方針」改定、「いじめ防止の重大事態の調査に関するガイドライン」策定 「児童虐待防止法」改正 「介護保険法」改正 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（閣議決定） 「青少年インターネット環境整備法」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止法の一部を改正する法律」施行 「高齢社会対策大綱」（閣議決定） 「バリアフリー法」改正 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布	
令和 2(2020)年	「人権教育のための世界計画」（決議） （第4フェーズ 2020～2024年）		「高知県人権教育推進プラン」改定

人権教育指導資料（学校教育編）

Let's feel じんけん

～気付きから行動へ～（実践・指導事例集）

令和3（2021）年3月

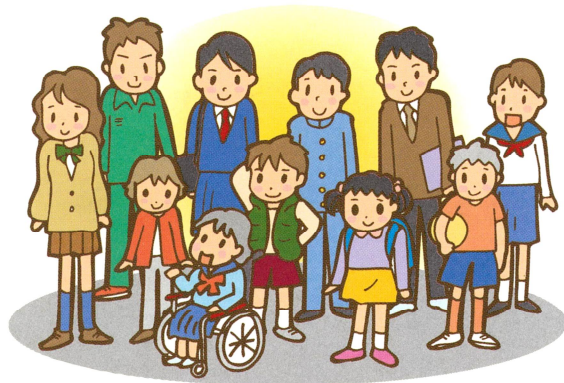
編集・発行／高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL 088-821-4932 FAX 088-821-4559

E-mail 310801@ken.pref.kochi.lg.jp

URL <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/>



名
前